

全国新型インフルエンザ対策担当課長会議 議事次第

平成22年7月28日
14時～17時30分
三田共用会議所

議 事

- 1 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（改正予防接種法）案の概要について
- 2 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種について
- 3 新型インフルエンザワクチン接種事業について
- 4 その他

質疑応答

資 料

資料1 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（改正予防接種法）案の概要について

- 改正予防接種法に基づく新たな臨時接種の実施について
- 改正予防接種法案の概要
- 改正予防接種法政令案の概要
- 改正予防接種法案の審議経過

資料2 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種について（案）

- 2010年秋冬にかけてのインフルエンザの流行見通し
- 2010/11シーズンのインフルエンザワクチン
- 10月以降の新型インフルエンザワクチン接種
- 新型インフルエンザワクチン接種に関する事務スケジュール

資料3 新型インフルエンザワクチン接種事業について（案）

- 接種協力医療機関の確保
- 接種費用の設定
- ワクチンの接種
- 予診票等
- 予防接種後副反応報告
- 被接種者数の把握
- 予防接種後健康被害救済制度
- ワクチンの供給量及び流通

資料4 その他

- 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金について
- 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の活用について
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について
- 新型インフルエンザの発生状況及びサーベイランスについて
- 新型インフルエンザ対策総括会議報告について
- 平成22年度地域医療の情報課コーディネータ育成研修について

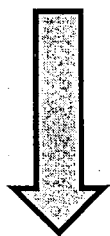
(資料1)

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律(改正予防接種法)案等の概要について

改正予防接種法に基づく新たな臨時接種の実施について

経緯

- 昨年4月、新型インフルエンザ(A/H1N1)を感染症法に基づく「新型インフルエンザ」と位置付け。
- 現行予防接種法の臨時接種は、疾病のまん延予防上緊急の必要がある場合に、被接種者等に接種の努力義務を課し、公的な接種勧奨のもと、予防接種を実施するもの。



新型インフルエンザ(A/H1N1)は、感染力は高いが、季節性インフルエンザと同程度の病原性であることから、予防接種を行う際に、被接種者に接種の努力義務を課す必要性は認められなかった。

- 事態の緊急性にかんがみ、そのまん延防止のため、臨時応急的な措置として、昨年10月から、国を実施主体とする予防接種(低所得者の費用負担減免については国庫補助事業)を実施。併せて、特別措置法を制定し、健康被害救済等に係る規定を整備。



- 住民に身近で、予防接種実務に精通した市町村が、法律に基づき安定的に予防接種を実施できるよう、予防接種法等の改正案を先般の通常国会に提出。

◎予防接種法(昭和23年法律第68号)【改正案】

第6条 第3項 厚生労働大臣は、二類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する 特別措置法の一部を改正する法律案の概要

法改正の目的

当面の緊急措置として、今回の「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後これと同等の新たな「病原性の高くない新型インフルエンザ」が発生した場合の予防接種対応を万全にする。

法改正の主な内容

1. 新たな臨時接種の創設：

○基本的な枠組み

・「新型インフルエンザ(A/H1N1)」及び今後生じうる「病原性の高くない新型インフルエンザ」に対応する新たな臨時接種を創設

※本改正施行に伴い現在の新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を廃止し、この枠組みに移行

・都道府県の協力のもと、住民に身近で、かつ、インフルエンザ予防接種の実務に精通した市町村が実施

(国はワクチンの供給等について必要な措置を講ずる)

○公的関与

・対象者に接種を受ける努力義務は課さないが、行政は接種を受けるよう「勧奨」

○健康被害救済の給付水準の引き上げ（政令事項）

・公的関与の程度を踏まえ「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業」(二類定期接種(季節性インフルエンザ)並み)より 給付水準を引き上げ（現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準）。併せて特別措置法の健康被害救済の給付水準もさかのぼって引き上げ。

○実費徴収

・低所得者を除き、接種対象者から実費徴収可能

○費用負担割合

接種費用(低所得者の減免分)・健康被害救済に関し

・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

	低所得者減免分			低所得者を除き、 実費徴収可能
	国	都道府県	市町村	
新型インフルエンザ ワクチン接種事業	1/2	1/4	1/4	
新たな臨時接種				

2. 国の責任によるワクチン確保： 政府は、新型インフルエンザワクチンの確保のため、特例承認を受けた製造販売業者と損失補償契約を締結できることとする。(5年間の時限措置)

※ そのほか、新型インフルエンザに係る定期接種を、高齢者以外を対象に実施できるようにする。(新たな臨時接種が終了した際に、定期接種に移行するか判断)

3. 施行期日： 1については公布の日から起算して3月を超えない範囲において政令で定める日、2については公布日

※検討規定として予防接種の在り方等の総合的検討、損失補償契約の規定に係る5年以内の検討を行うこととしている。

予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等 に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案の概要

政令改正の目的

予防接種法等改正法案の一部施行に伴い、予防接種による健康被害の救済のための給付(以下「給付」という。)の額など給付に
関して必要な事項等を定める。

政令改正の主な内容

1. 基本的な枠組み：健康被害救済の給付水準の引き上げ

・公的関与の程度を踏まえ「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業」(二類定期接種(季節性インフルエンザ)並み)より 給付水準を
引き上げ (現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準)。併せて特別措置法の健康被害救済の給付水準もさかのぼって引き上げ。

		①現行の臨時接種 ②一類疾病の定期接種	☆新たな臨時接種 ☆改正後の特別措置法	③二類疾病の定期接種 ④現在の特別措置法 ⑤任意接種(PMDA法)
障害児養育 年金(年額)	1級	153万円	119万円	85万円
	2級	123万円	95万円	68万円
障害年金 (年額)	1級	490万円	381万円	272万円
	2級	392万円	305万円	218万円
	3級	294万円	229万円	—
死亡時の給付		死亡一時金 4,280万円	死亡一時金 【被害者が生計維持者の場合】 3,330万円 【被害者が生計維持者以外の場合】 2,497万円	【被害者が生計維持者の場合】 遺族年金 238万円 (最長10年分 2,378万円) 【被害者が生計維持者以外の場合】 遺族一時金 714万円

注1) 金額は千の位を四捨五入して示した。

注2) 現行の臨時接種及び一類疾病の定期接種並びに新たな臨時接種及び改正後の特別措置法の障害児養育年金及び障害年金については、上表とは別に介護加算(1級: 84万円、2級: 56万円)がある。また、特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している場合併給調整がある。

注3) 医療費、医療手当、葬祭料は同じ額なため省略している(ただし、二類疾病の定期接種等は通院は対象外)。

2. 施行期日：公布の日から起算して3月を超えない範囲において政令で定める日 (法律の1. と同日)

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等
に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審議経過

(平成22年 第174回通常国会)

日付	審議状況
3月12日(金)	閣議決定・法案提出(閣法第54号)
4月5日(月)	(参)厚労委に付託
4月6日(火)	(参)厚労委 提案理由説明
4月8日(木)	(参)厚労委 質疑(4時間40分)
4月13日(火)	(参)厚労委 質疑(4時間)・採決 【採決結果】賛成多数で可決
4月14日(水)	(参)本会議 採決 【採決結果】賛成150、反対67で可決
5月25日(火)	(衆)厚労委に付託
6月16日(水)	第174通常国会閉会 → 閉会中審査へ

(資料2)

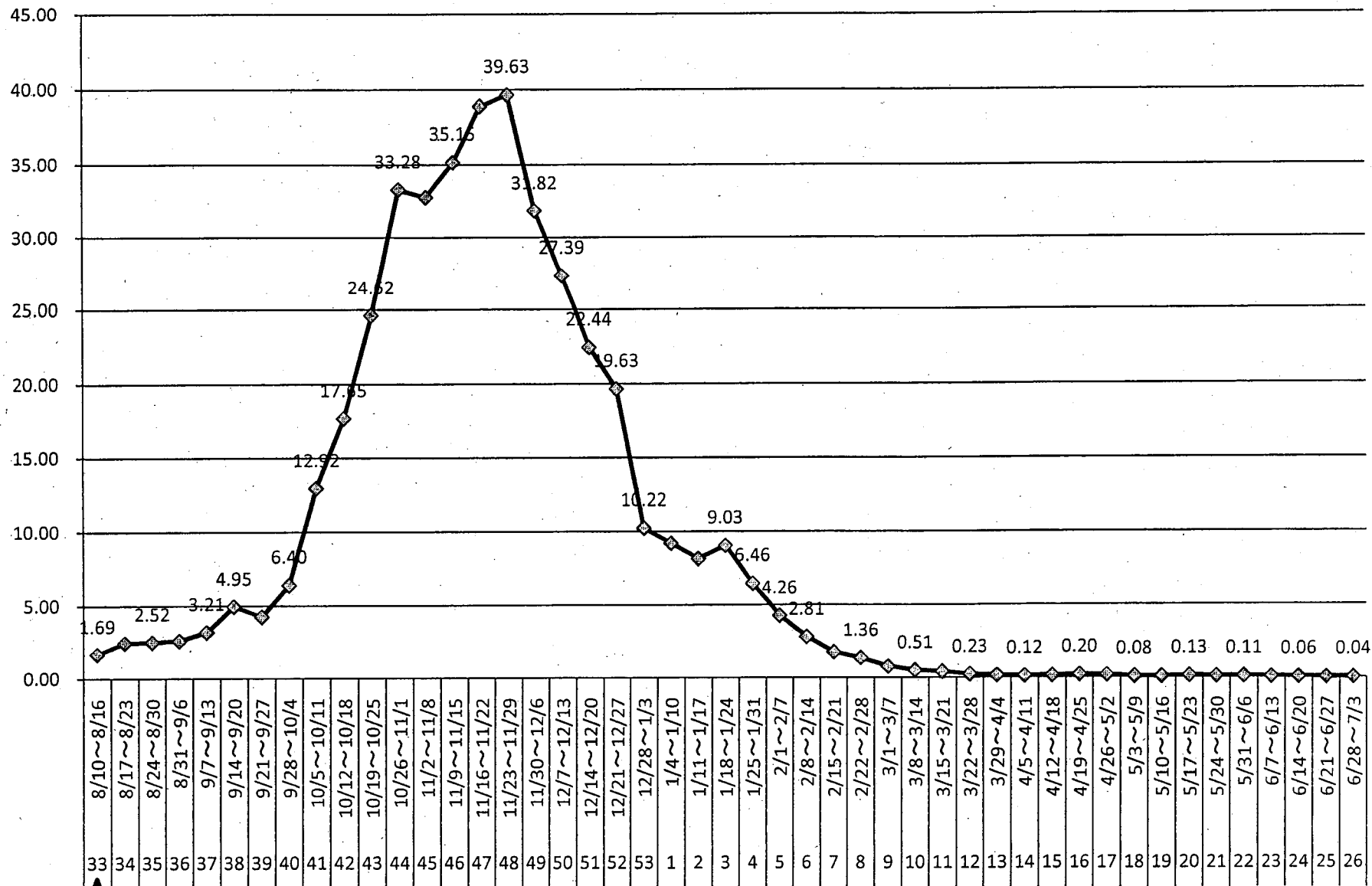
平成22年度新型インフルエンザ ワクチン接種について(案)

- ・現在、検討中の案であり、地方公共団体において早急に準備を進めていただく観点から提示するもの。
- ・今後、地方公共団体からのご意見等を踏まえ、変更する場合がある。

2010年秋冬にかけてのインフルエンザの流行見通し①

①日本の流行状況(平成21～22年 週別発生状況)

定点あたり報告数

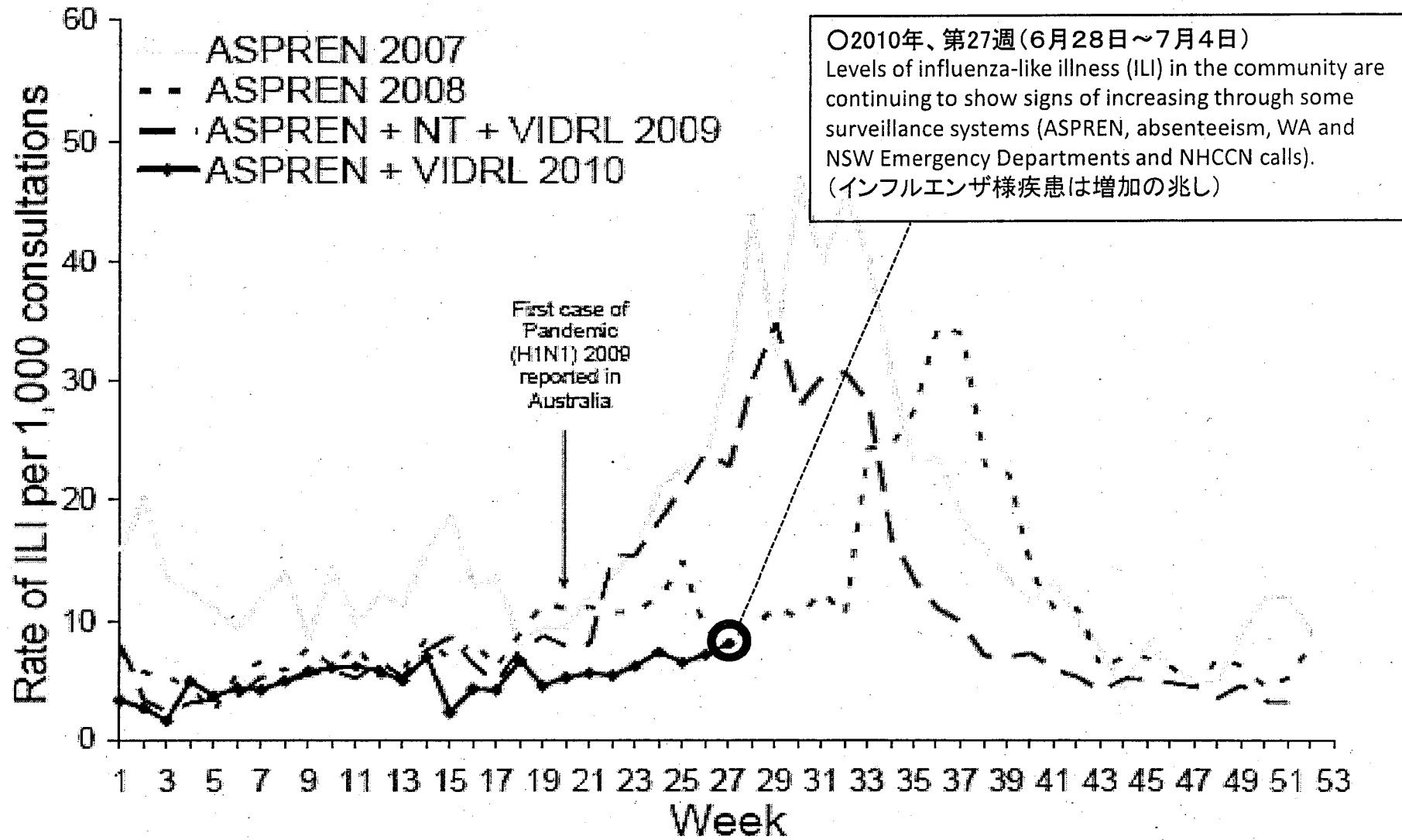


▲ 流行入り

資料: 感染症発生動向調査(全国およそ5000の定点医療機関(小児科およそ3000、内科およそ2000)からの報告)

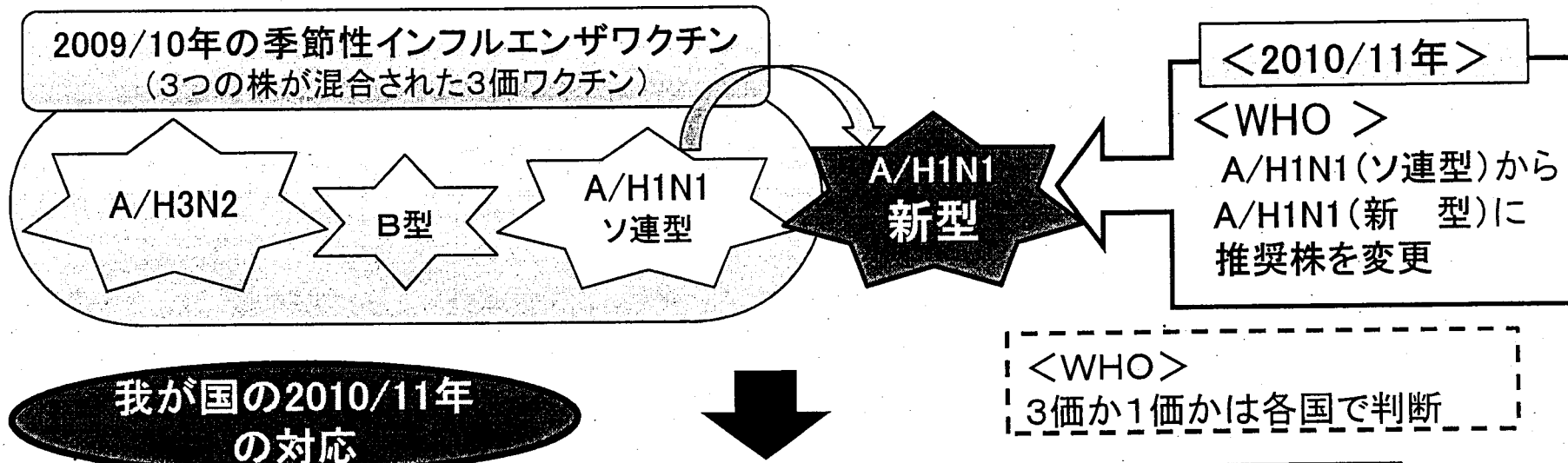
2010年秋冬にかけてのインフルエンザの流行見通し②

②オーストラリアの流行状況(平成22年 週別発生状況)



資料: AUSTRALIAN INFLUENZA SURVEILLANCE REPORT (No. 26, 2010, REPORTING PERIOD: 3 July 2010 – 9 July 2010)

2010/11年シーズンのインフルエンザワクチンについて



新型インフルエンザ(A/H1N1)を含めた「3価ワクチン」を製造

- ※ 最終的には、各ワクチン製造販売業者が判断することとなる。
- ※ 「1価(新型)ワクチン」希望者には備蓄ワクチンで対応
- ※ 「2価(季節性)ワクチン」の製造は依頼しない。

「3価ワクチン」を製造するメリット

- 季節性と新型が同時に接種でき、経済的・身体的負担が最小限度となる。
← 1価(新型)ワクチンと2価(季節性)ワクチンとを合計2回接種するより、3価を1回接種するほうが、負担が少ない。
- 「2価(季節性)ワクチン+1価(新型)ワクチン」など、複数種類のワクチンを製造する場合と比べ、全体としてみた場合の生産効率は最も良い。

※高齢者については、季節性インフルエンザ・新型インフルエンザ(A/H1N1)の両方に対する3価ワクチンの接種が原則となる。

(出典)平成22年3月15日厚生科学審議会感染症部会予防接種部会資料

10月以降の新型インフルエンザワクチン接種について(案)

予防接種法等の改正案については、現時点において、成立の見込み・時期が不明であるため、10月以降も、国の新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種事業を実施する。今後、臨時国会において法案が成立した場合には、市町村等における準備期間を考慮して、接種シーズン途中から新たな臨時接種(以下「新臨時接種」)を実施する。このため、新臨時接種への移行を前提とした新たな新型インフルエンザA/H1N1)ワクチン接種事業を開始。

～今後のスケジュール～

- 7月28日 新型インフルエンザ対策担当課長会議
- 8～9月 市町村等における準備期間
- 9月30日 現行新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業終了
- 10月1日 新たな新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱施行
平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業交付要綱改定
- 月○日 新臨時接種の疾病の定め(厚生労働大臣告示)
新臨時接種の指示(厚生労働大臣→(都道府県知事)→市町村長)
- 月○日 新臨時接種の開始(現行ワクチン接種事業の終了)

※改正法案施行後1か月程度

インフルエンザワクチン接種の法的位置付け(案)

新臨時接種が実施された場合、高齢者(3価ワクチン)については、予防接種法第3条第1項に基づく「定期接種」と、改正法案第6条第3項に基づく「臨時接種」としての性格を併せもつこととなる。

高齢者

	3価ワクチン	
法的位置付け	二類定期接種 (A/H3N2、B型)	新臨時接種 (A/H1N1)
実施主体	市町村	
財源	市町村	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

高齢者以外

	3価ワクチン
法的位置付け	新臨時接種 (A/H1N1)
実施主体	市町村
財源	国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

低所得者負担軽減に要する費用負担については、現在調整中。

10月以降の新型インフルエンザワクチン接種事業の概要(案)

下線部が昨年度との変更点

1 実施主体 国

※新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱に基づく

2 対象者 すべての国民 (優先接種対象者は定めない)

3 接種期間 10月1日～新臨時接種開始時(別途厚生労働大臣が指示)

4 接種費用 市町村が設定 (新臨時接種に移行するという前提であること、高齢者の二類定期接種の実施主体であることから、市町村が設定)

※問診のみで終わった場合にも費用徴収可能

5 接種実施医療機関 国が接種実施医療機関と契約

※4と同様の理由から、接種実施医療機関の選定は市町村が行う。

6 ワクチン流通 市場流通

7 低所得者負担軽減措置 国庫補助事業

※平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成臨時補助金

・実施主体 市町村

・補助率 (調整中)

・補助単価 (調整中)

8 健康被害救済 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法による(国10/10)

9 副反応報告 医療機関から国に直接報告

ワクチン接種事業と新臨時接種(案)

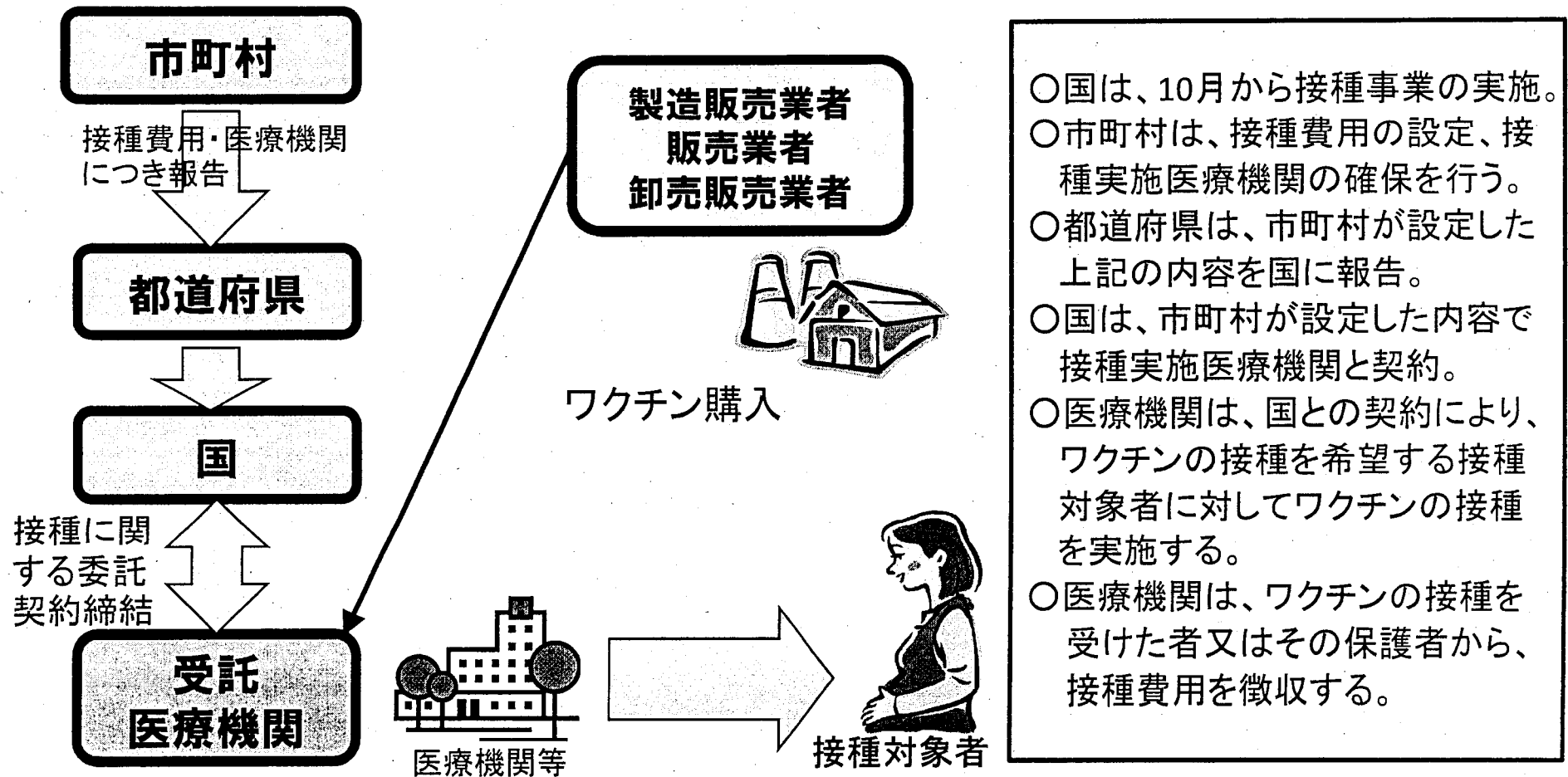
3価ワクチン
接種開始

	ワクチン接種事業 (~9月)	定期接種 (10月~)	ワクチン接種事業 (10月~)	新臨時接種 ※改正法案
根拠	事務次官通知	予防接種法	事務次官通知 (予定)	予防接種法 (改正案)
実施主体	国	市町村	国	市町村
医療機関との 契約	国	市町村	国 ※新臨時接種に移行するこ とを前提に市町村が選定	市町村
接種費用の 設定	国	市町村	市町村	市町村
ワクチン流通	国が流通管理	市場流通	市場流通	市場流通※
負担軽減 措置	市町村(国庫補助) ※国1/2都道府県1/4 市町村1/4	市町村 (一般財源)	(調整中)	市町村(国庫補助) ※国1/2都道府県1/4 市町村1/4
健康被害 救済	特別措置法 【国10/10】 障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円 ※改正法案成立後、政令改 正により給付水準を新臨時 接種と同程度に引き上げ	予防接種法 【国1/2 都道府県1/4 市町村1/4】 障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円	特別措置法 【国10/10】 障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円 ※改正法案成立後、政令改 正により給付水準を新臨時 接種と同程度に引き上げ	予防接種法 【国1/2 都道府県1/4 市町村1/4】 障害年金(1級) 381万円/年 死亡一時金 3,330万円 (※被害者が生計維持者の 場合)

※改正法案が成立・施行され、今シーズンにおいて新臨時接種を実施する場合

10月以降の新型インフルエンザワクチン接種体制(案)

予防接種法等の一部を改正する法律案が成立してから1か月後を目途に新臨時接種を実施することとしたいが、それまでの間は、臨時的措置として国事業として実施する。ただし、途中から新臨時接種に移行することを念頭に、市町村が接種費用の設定等を行う方式に変更する。



- 国は、10月から接種事業の実施。
- 市町村は、接種費用の設定、接種実施医療機関の確保を行う。
- 都道府県は、市町村が設定した上記の内容を国に報告。
- 国は、市町村が設定した内容で接種実施医療機関と契約。
- 医療機関は、国との契約により、ワクチンの接種を希望する接種対象者に対してワクチンの接種を実施する。
- 医療機関は、ワクチンの接種を受けた者又はその保護者から、接種費用を徴収する。

※市町村は、接種を受ける低所得者に対して、負担軽減措置を実施(国庫補助事業について調整中)

平成21年度

平成22年度(10月1日からの事業)(案)

平成22年度(新臨時接種)(案)

国の事務

- 優先順位の決定
- ワクチンの購入及び販売業者への売り払い
- 受託医療機関との契約
- 接種状況の把握
- 副反応の把握及び評価
- 健康被害救済の申請の受理、審査、決定
- 接種費用の負担軽減措置(補助単価の決定、費用負担)
- 広報・相談

- ワクチンの流通支援
- 受託医療機関との契約
- 接種状況の把握
- 副反応の把握及び評価
- 健康被害救済の申請の受理、審査、決定
- 接種費用の負担軽減措置(補助単価の決定、費用負担)
- 広報・相談

- ワクチンの流通支援
- 接種状況の把握
- 副反応の把握及び評価
- 健康被害救済の申請の受理、審査、決定
- 接種費用の負担軽減措置(補助単価の決定、費用負担)
- 広報・相談

都道府県
の事務

- ワクチンの接種スケジュールの決定
- ワクチンの流通管理
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談
- 国及び市町村の連絡調整

- 市町村に対する円滑な接種の協力
- ワクチンの流通支援
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談
- 国及び市町村の連絡調整

- 市町村に対する円滑な接種の協力
- ワクチンの流通支援
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談
- 国及び市町村の連絡調整

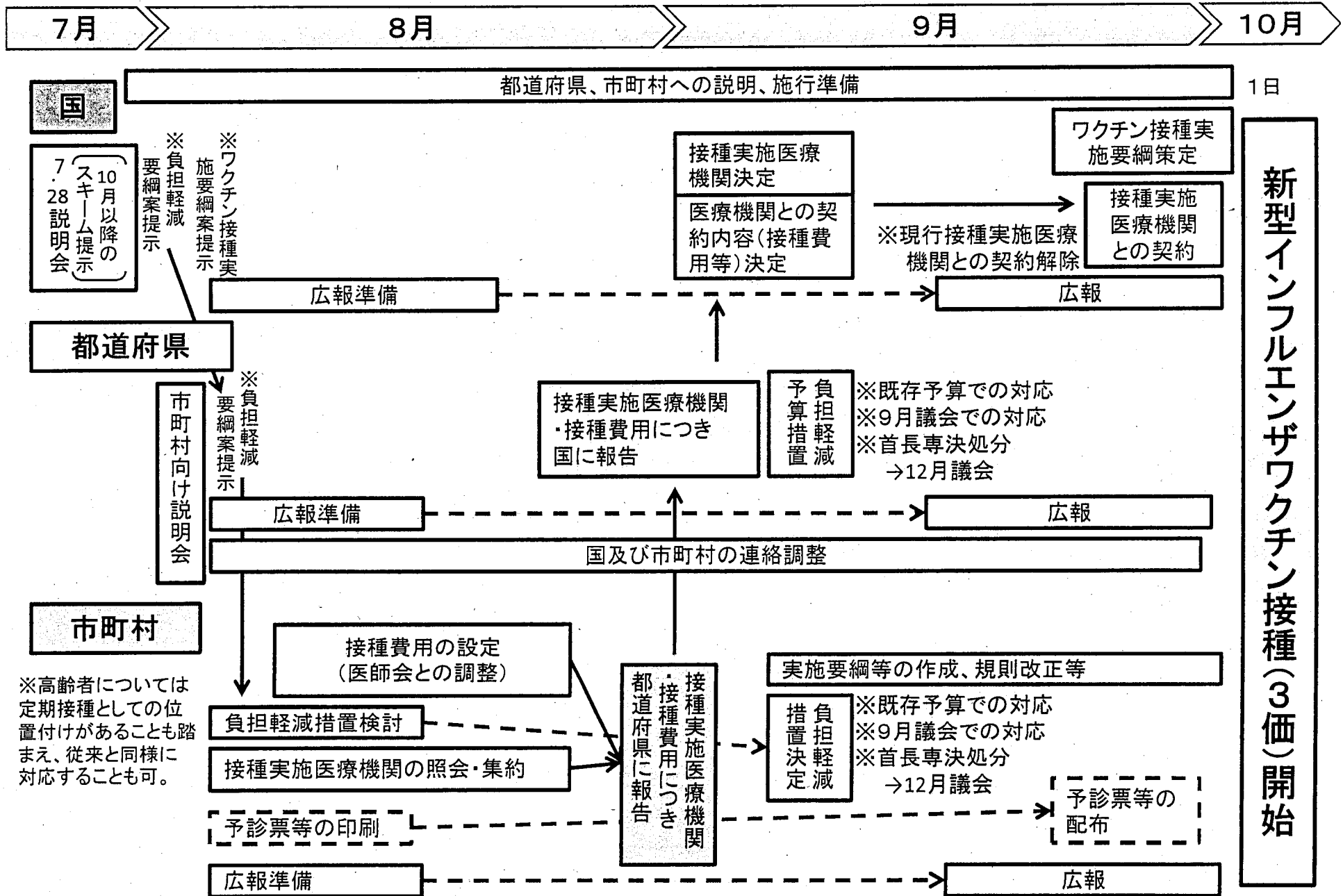
市町村
の事務

- 接種実施医療機関の取りまとめ
- 管内における計画的な接種の推進・調整
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談

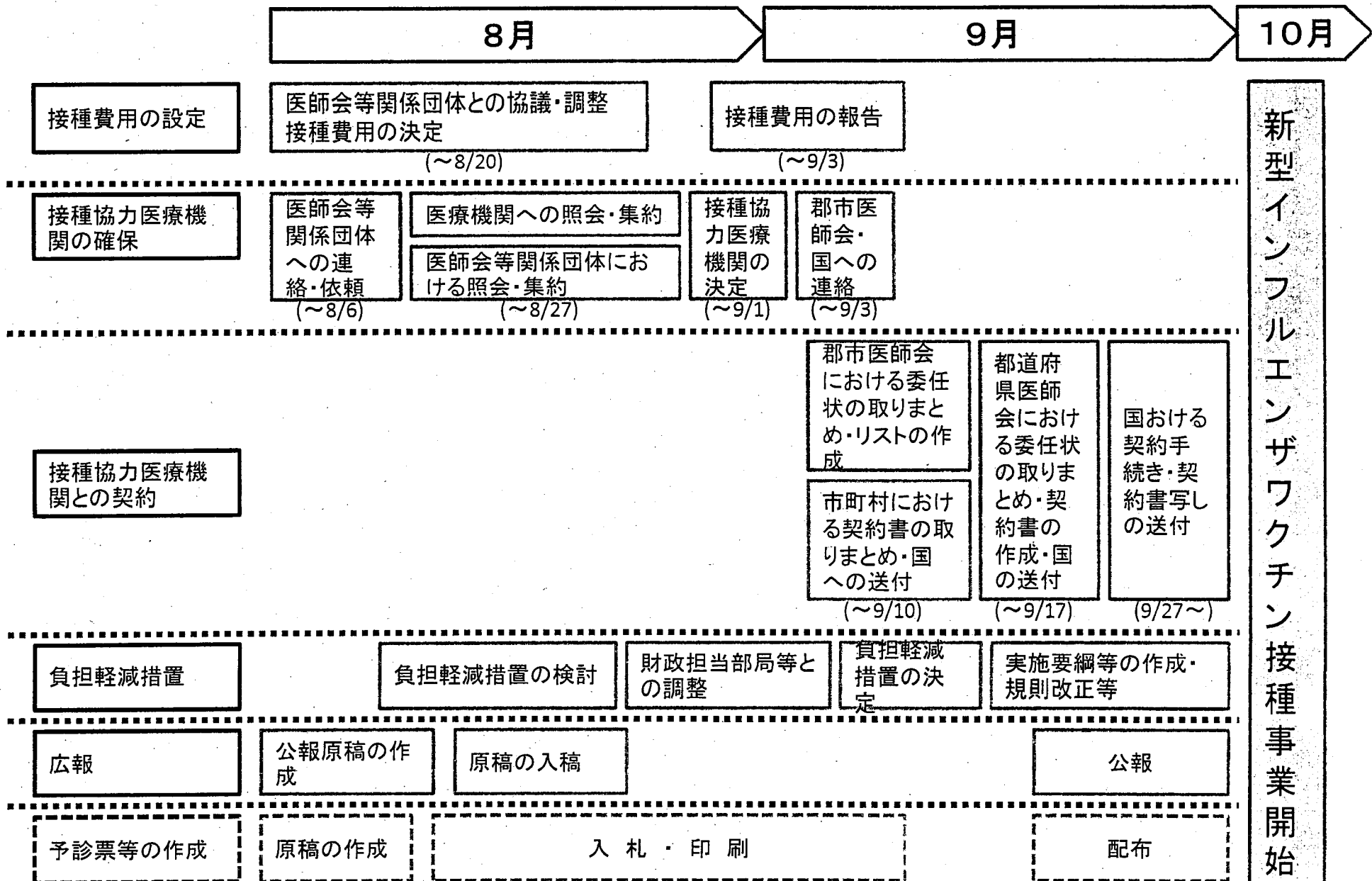
- 接種費用の設定
- 接種実施医療機関の確保
- 管内における計画的な接種の推進・調整
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談

- 接種費用の設定
- 接種実施医療機関との委託契約
- 接種の勧奨
- 管内における計画的な接種の推進・調整
- 接種状況の把握及び報告
- 接種費用の負担軽減措置(費用負担)
- 広報・相談

新型インフルエンザワクチン接種 スケジュール(案)



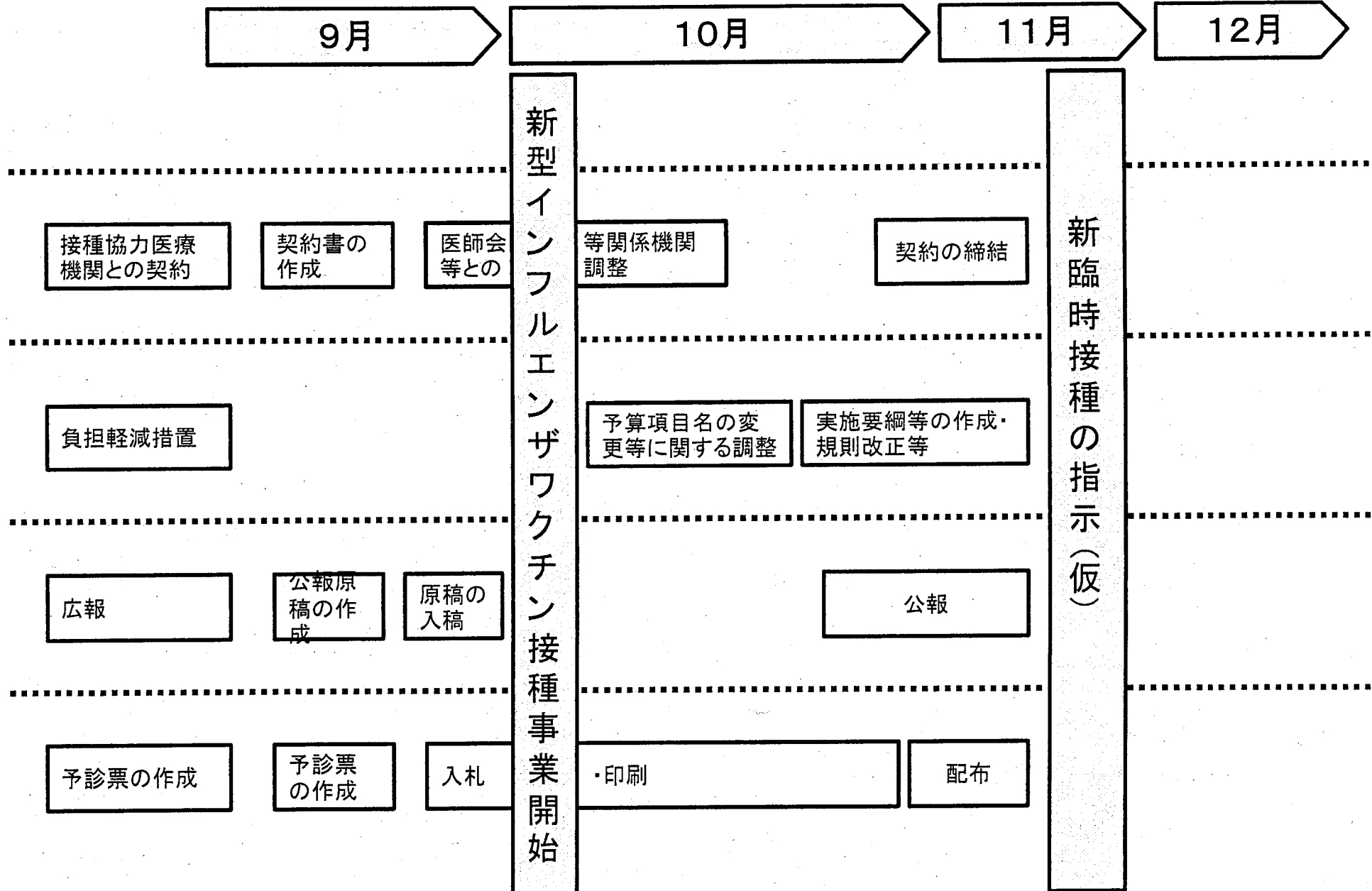
市町村における事務スケジュール[~22. 10. 1](案)



新型インフルエンザワクチン接種事業開始

※予診票は標準となる様式を国が作成し、HPからダウンロードできるようにするが、市町村が独自に作成することも可能

市町村における事務スケジュール〔新臨時接種に向けて〕(案)



※新臨時接種移行に当たっての留意点

- ・接種実施医療機関との契約

(国との契約から市町村との契約へ)

- ・低所得者負担軽減の費用について、補助金から負担金への変更

- ・健康被害救済について、特別措置法から、予防接種法に基づく制度への変更

(国10/10 → 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4)

※特別措置法の健康被害救済の給付水準もさかのぼって引き上げ。

(資料3)

新型インフルエンザワクチン接種 事業について(案)

- ・現在、検討中の案であり、地方公共団体において早急に準備を進めていただく観点から提示するもの。
- ・今後、地方公共団体からのご意見等を踏まえ、変更する場合がある。

(1) 接種協力医療機関の確保等について(案)

ア 現在の接種事業に係る契約の解除

国は、新型インフルエンザワクチン接種事業に基づき、現在、国とワクチンの接種等に関する委託契約を締結している医療機関について、平成22年9月30日をもって、契約を解除する。

【具体的な事務】

- ①国は、現在実施している新型インフルエンザ予防接種事業を終了する旨を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、都道府県及び都道府県医師会に連絡する。
- ③都道府県は、新型インフルエンザ予防接種事業が終了された旨を市町村に連絡する。
- ④都道府県医師会は、新型インフルエンザ予防接種事業が終了された旨を郡市医師会に連絡する。
- ⑤市町村は、新型インフルエンザ予防接種事業が終了された旨をホームページ等を通じて、管下の医療機関に周知する。
- ⑥郡市医師会は、新型インフルエンザ予防接種事業が終了された旨をホームページ等を通じて、管下の医療機関に周知する。
- ⑦市町村は、10月1日からの新たな接種協力医療機関を確保に関する協議の際に、新型インフルエンザ予防接種事業を終了する旨をあらかじめ周知する。

イ 新型インフルエンザワクチン接種事業(10月1日から新臨時接種開始まで)における接種医療機関の確保及び契約の締結

(ア)接種医療機関の確保

市町村は、昨年度のワクチン接種事業の委託契約医療機関及び接種の状況並びにこれまでの予防接種法による定期接種の実施に基づく委託契約医療機関及び接種の状況等を勘案し、今年度における新型インフルエンザワクチンの接種が、高齢者以外の者に対しても接種を実施することとなることを踏まえ、10月以降及び新臨時接種開始後の新型インフルエンザワクチンの接種が円滑に実施できるよう、医療機関(診療科)の不足、偏在がないか等について考慮しつつ、郡市医師会その他医療関係団体等関係機関と協議、調整の上、新たに接種協力医療機関を確保する。

【具体的な事務処理】

- ①市町村は、新たな接種医療機関を確保するため、郡市医師会及び医療関係団体等関係機関と協議及び調整を行う。
- ②郡市医師会及び市町村は、管下の医療機関と調整を行い、接種協力医療機関を確保する。
- ③市町村は、接種協力医療機関についてリストを作成し、郡市医師会に通知するとともに、都道府県を通じて国に報告する。

(イ) 契約の締結

国は、市町村が取りまとめた接種協力医療機関について、医師会又は市町村の取りまとめのもと、10月1日までに、ワクチンの接種等に関する委託契約を締結する。

※市町村が行う二類定期接種に係る医療機関との契約における事業の始期については、今般の国が行う契約の始期である10月1日からとする。

① 医師会が取りまとめる医療機関との委託契約の締結

- ① 市町村が確保した接種協力医療機関のうち、郡市医師会の取りまとめのもとでの委託契約の締結を希望する医療機関は、委任状を作成し、郡市医師会に送付する。
- ② 郡市医師会は、医療機関のリストを作成し、当該リスト及び委任状を都道府県医師会に送付する。
- ③ 都道府県医師会は、リストを取りまとめの上、契約書を作成し、リストを添付した上で、国に送付する。
- ④ 国は、契約書に記名・捺印の上、当該契約書の写しを都道府県医師会に送付する。
- ⑤ 都道府県医師会は、契約の締結が完了した旨を、郡市医師会を通じて、各医療機関に周知する。
- ⑥ 国は、リストを作成し、都道府県及び市町村に送付する。

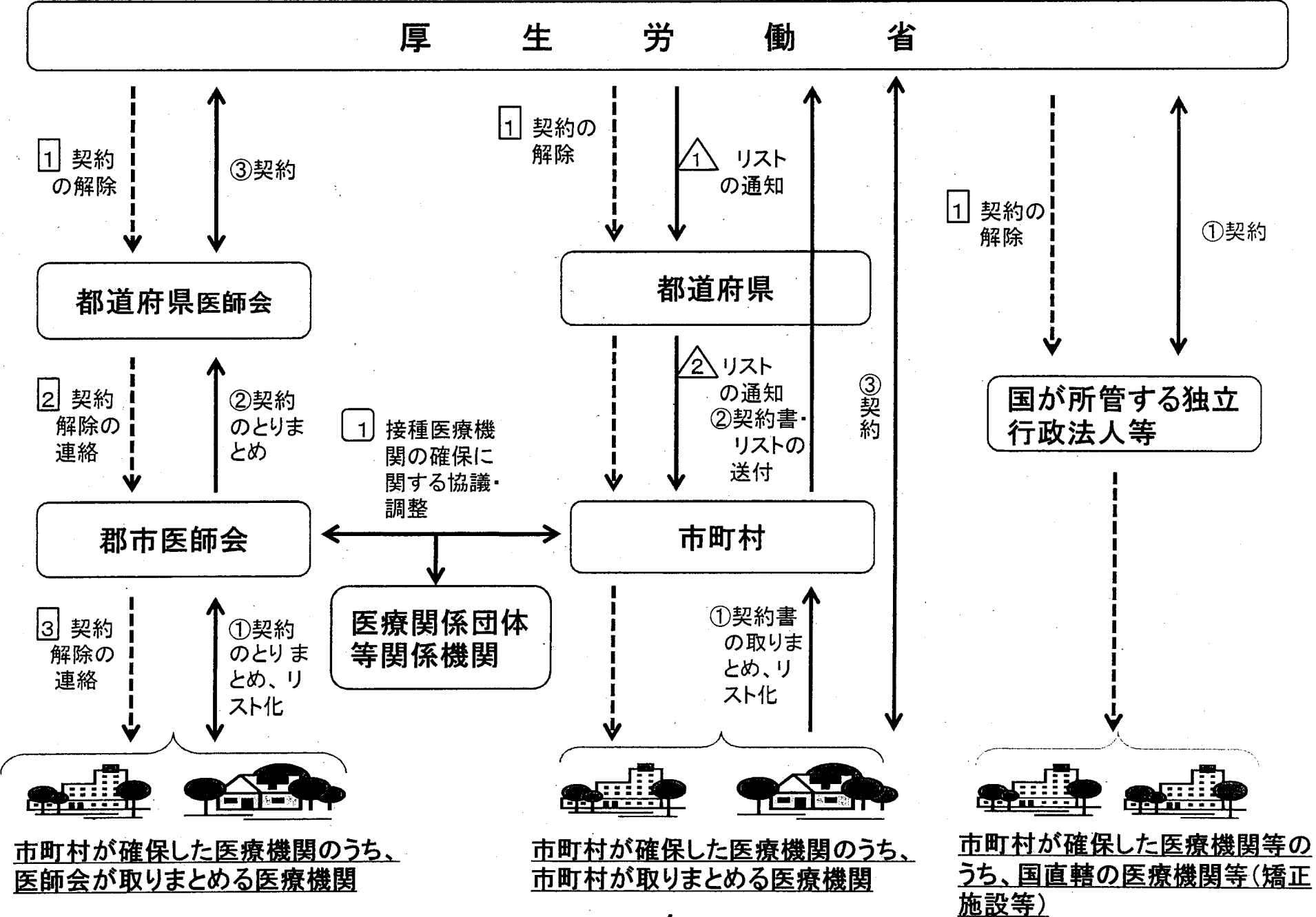
② 市町村が取りまとめる医療機関との委託契約の締結

- ① 確保した接種協力医療機関のうち、医師会による契約の締結を行わない医療機関が、国との委託契約の締結を希望する場合には、契約書を作成し、市町村に送付する。
- ② 市町村は、送付されてきた契約書を取りまとめ、リストを作成の上、国へ送付する。
- ③ 国は、契約書に記名・捺印等の上、当該契約書の写しを、都道府県及び市町村を経由して、委託契約を締結した各医療機関に送付する。
- ④ 国は、リストを作成し、都道府県及び市町村に送付する。

③ 所定の独立行政法人等が取りまとめる医療機関との委託契約の締結

- ① 市町村が確保した接種協力医療機関等のうち、国が所管する独立行政法人等に属する医療機関であって、上記による契約の締結を行わない医療機関等については、別途、厚生労働省と協議の上、契約を締結することとする。
- ② 国は、リストを作成し、都道府県及び市町村に送付する。

※ --> は現行事業、-> は新たな事業



ウ 新型インフルエンザワクチン接種事業から新臨時接種に移行する場合における接種医療機関の確保及び委託契約の締結について

(ア) 新型インフルエンザワクチン接種事業(10月1日～新臨時接種開始前まで)に係る契約の解除

国は、新型インフルエンザワクチン接種事業に基づき、10月1日以降、国とワクチンの接種等に関する委託契約を締結している医療機関について、改正予防接種法に基づく新臨時接種の指示により示された接種開始日の前日をもって、契約を解除する。

(イ) 接種医療機関の確保及び委託契約の締結

10月1日からの新型インフルエンザワクチン接種事業の開始に当たり確保した医療機関を対象に、これまで予防接種法に基づく定期接種を実施に係る委託契約の方法等を踏まえ、新たに市町村が当該医療機関と契約を締結するものとする。

(2) 接種費用の設定について(案)

接種費用の設定

市町村は、原則、新型インフルエンザワクチン接種事業における低所得者に対する接種費用の助成に係る国庫補助基準額の範囲内で、当該市町村に所在する医療機関において接種する場合の接種費用を設定する。

ただし、従来から実施している季節性インフルエンザワクチン接種における接種費用との整合性を勘案し、市町村の判断により、上記基準額と異なる接種費用の設定は可能とする。

なお、国が提示する国庫補助基準額を上回る接種費用設定により、市町村の超過負担が生じないよう、厚生労働省として、上記内容について、社団法人日本医師会に申し入れている。

国への報告

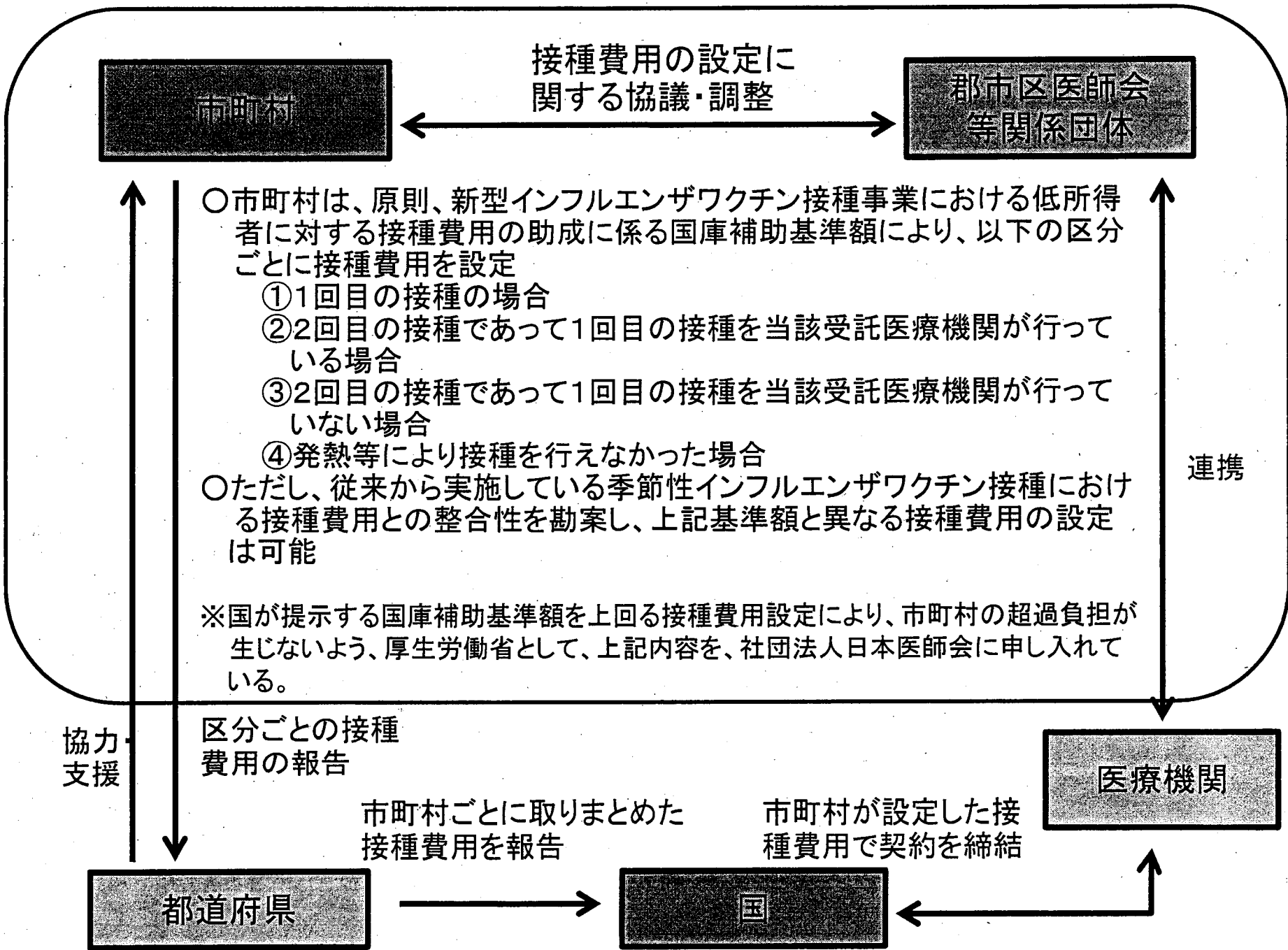
市町村は、それぞれの区分に応じて設定した接種費用の額について、都道府県を經由して、国に報告する。

協議

市町村は、接種費用を設定する場合、郡市医師会その他の団体等関係機関と十分な協議を行う。

協力・支援

都道府県は、市町村が接種費用を設定するに当たり、必要な協力及び支援を行う。



(3) ワクチンの接種について(案)

接種対象者

- 接種対象者は、全国民とする。
- なお、1歳未満の者については、接種を行っても十分な免疫をつけることが困難であると考えられる。ただし、保護者が、有益性とリスクを十分に考慮した上で、強く希望する場合は、接種を行うことを妨げるものではない。

優先接種対象者及び接種スケジュールの設定

- インフルエンザHAワクチンの製造及び確保の状況等から、10月1日から開始される新型インフルエンザワクチン接種事業及び予防接種法に基づく新臨時接種においては、優先接種対象者及び接種スケジュールは設定しない。

接種の場所

- 厚生労働大臣と新型インフルエンザワクチンの接種等に係る契約を締結した医療機関で行う個別接種を原則とする。
- 接種が円滑に行われるよう、市町村が、接種の状況及び地域分布等を踏まえ、事故防止対策及び副反応対策等一定の安全性の要件を満たした上で、保健所、保健センター等の都道府県や市町村が設置する施設等の利用を確保し、受託医療機関が当該施設等を活用し、集団的接種を実施することは差し支えない。
- 国と医療機関との接種等の委託契約において、受託医療機関は予防接種済証の交付等を除く委託業務は自ら行うものとし、国と事前に協議し了解を得ている場合※を除き、他の者へ、その実施を再委託することはできないことから、集団的接種を実施する場合においても、予診及びワクチン接種等は受託医療機関の医師等が行うものとする。
※予診又はワクチンの接種等を受託医療機関以外が実施する場合は、国と事前に協議し了解を得た上で、事故等の発生時の責任を明確にするため、当該医療機関から再委託を受けることとする。
※再委託をする場合は、委託契約に基づき、受託医療機関が事前に国と協議することとされているが、市町村等地方公共団体に再委託する場合は、事前に協議し了解を得ているものとし、協議は省略して差し支えない。

接種の方法

	対象	接種回数	接種量	注射方法
インフルエンザHAワクチン<3価ワクチン>	1歳未満の者	2回	0.1ml	上腕伸部に皮下接種
	1歳以上6歳未満の者	2回	0.2ml	上腕伸部に皮下接種
	6歳以上13歳未満の者	2回	0.3ml	上腕伸部に皮下接種
	13歳以上の者	1回	0.5ml	上腕伸部に皮下接種
A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)<1価ワクチン>	同上			
アレパンリックス(H1N1)筋注<GSK社製ワクチン>	6か月以上1歳未満の者	1回	0.25ml	大腿前外側部に筋肉内接種
	1歳以上10歳未満の者	1回	0.25ml	上腕三角筋部に筋肉内注射
	10歳以上の者	1回	0.5ml	上腕三角筋部に筋肉内注射

※高齢者には、季節性インフルエンザ、新型インフルエンザ(A/H1N1)の両方に対するインフルエンザHAワクチン<3価ワクチン>の接種が原則となる。

※インフルエンザHAワクチン<3価ワクチン>及びA型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)<1価ワクチン>を13歳以上の基礎疾患を有する者に接種する場合にあって、接種対象者が著しく免疫反応が抑制されている場合は、医師の判断により2回接種としても差し支えない。

※インフルエンザHAワクチン<3価ワクチン>及びA型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)<1価ワクチン>を13歳未満の者に2回接種する場合の接種間隔は、1週間から4週間(4週間おくことが望ましい)の間隔をおくものとする。

※いずれも平成22年7月28日時点の状況であり、今後変更される可能性がある。

予診票

- 予防接種法に基づく二類定期接種の対象者に対しては、二類定期接種に用いている予診票を使用して差し支えない。
- 上記以外の者に対しては、別添に示すそれぞれの区分に応じた様式を用いることを原則とする。
- 留意事項
 - ・市町村は、接種対象者や医療機関の利便性等を踏まえ、新臨時接種が開始された以降も同様の様式が使用できるよう、新型インフルエンザ接種事業開始時から自ら予診票を作成することは差し支えない。
 - ・その場合にあっては、接種対象者が全国民であること、接種できるワクチンが複数あり、接種希望者が接種されるワクチンの有効性及び安全性等を認識し同意した上で接種が受けられること等に配慮する。
 - ・低所得者に対する費用負担措置を講じるために必要な文章等を追記することは差し支えない。
 - ・新型インフルエンザワクチン接種事業実施時においては、予診票は、厚生労働省HPからダウンロードする。

予防接種済証の交付

- 予防接種後は、別添に示す新型インフルエンザ予防接種済証を交付するものとする。
- 乳児又は幼児については、予防接種済証の交付に代え、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日、その他証明すべき事項を記載する。
- 予防接種済証には受託医療機関名及び代表者名を記載するが、代表名は、接種を行った医師名でも可能とする。
- 予診票は、厚生労働省HPからダウンロードする。

新型インフルエンザ予防接種予診票
 〈高校生に相当する年齢以上の者対象〉

診察前の体温 度 分

住所			
受ける人の氏名	男 女	生年 月日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
保護者の氏名	(満 歳 ヵ月)		

質問事項	回答欄		医師記入欄
現在、何か病気がかかっていますか。 病名()	はい	いいえ	
治療(投薬など)を受けていますか。 その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてよいといわれましたか。	はい	いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。 今日体に具合の悪いところがありますか。 具体的な症状を書いてください。()	はい	いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名()	はい	いいえ	
その病気をみてもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいといわれましたか。 最近1か月以内に熱が出たり、病気がかかったりしましたか。	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に、家族や遊び仲間、インフルエンザ、麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気がありましたか。 (病名)	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類()	はい	いいえ	
新型インフルエンザ又は季節性インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか。 その際に具合が悪くなったことはありますか。	はい	いいえ	
これまでにインフルエンザ以外の予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 予防接種の種類()	はい	いいえ	
ニワトリの肉や卵などにアレルギーがありますか。	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。 ひきつけ(けいれん)をおこしたことがありますか。()歳頃 そのとき熱が出ましたか。	はい	いいえ	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった方はいますか。	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい	いいえ	
(女性のみ)現在妊娠している、又は妊娠している可能性はありますか。	はい	いいえ	

医師の記入欄
 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(可能・見合わせる)。
 本人に対して、予防接種の効果・目的、接種するワクチンの有益性及び副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、説明をした。

医師の署名又は記名押印

被接種者の記入欄
 医師の診察・説明を受け、予防接種の効果・目的、接種するワクチンの有益性、重篤な副反応の可能性などについて理解した上で、以下のワクチンの接種を(希望します・希望しません)。
 インフルエンザHAワクチン(3価ワクチン)(国内産ワクチン)
 A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)(国内産ワクチン)
 アレバンリックス(H1N1)筋注(グラクソ・スミスクライン株式会社)
 乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチンH1N1[ノバルティス]筋注用[ノバルティス ファーマ株式会社]
 ※ 接種するワクチンにチェックしてください。

平成 年 月 日 本人自署

ワクチンメーカー名、ロット番号	接種量	実施場所、医師名、接種年月日
メーカー名		実施場所
Lot No.		医師名
		接種年月日 平成 年 月 日

新型インフルエンザ予防接種予診票
 〈高校生に相当する年齢以上の者対象〉

診察前の体温 度 分

住所			
受ける人の氏名	男 女	生年 月日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
保護者の氏名	(満 歳 ヵ月)		

接種対象者分類	1. 医療従事者(救急隊員含む。) 2. 妊婦 3. 基礎疾患を有する者 4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等 5. 高校生に相当する年齢の者 6. 65歳以上の者 7. 1~6以外の者
年齢区分	1. 高校生に相当する年齢の者 2. 高校卒業以上相当~65歳未満の者 3. 65歳以上の者

質問事項	回答欄		医師記入欄
現在、何か病気がかかっていますか。 病名()	はい	いいえ	
治療(投薬など)を受けていますか。 その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてよいといわれましたか。	はい	いいえ	
今日体に具合の悪いところがありますか。 具体的な症状を書いてください。()	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に、家族や遊び仲間、インフルエンザ、麻疹、風しん、水痘、おたふくかぜなどの病気がありましたか。 (病名)	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類()	はい	いいえ	
新型インフルエンザ又は季節性インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか。 その際に具合が悪くなったことはありますか。	はい	いいえ	
これまでにインフルエンザ以外の予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 予防接種の種類()	はい	いいえ	
ニワトリの肉や卵などにアレルギーがありますか。	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。 ひきつけ(けいれん)をおこしたことがありますか。()歳頃 そのとき熱が出ましたか。	はい	いいえ	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった方はいますか。	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい	いいえ	
(女性のみ)現在妊娠している、又は妊娠している可能性はありますか。	はい	いいえ	

医師の記入欄
 以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は(可能・見合わせる)。
 本人に対して、予防接種の効果・目的、接種するワクチンの有益性及び副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、説明をした。

医師の署名又は記名押印

被接種者の記入欄
 医師の診察・説明を受け、予防接種の効果・目的、接種するワクチンの有益性、重篤な副反応の可能性などについて理解した上で、以下のワクチンの接種を(希望します・希望しません)。
 A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)(国内産ワクチン)
 アレバンリックス(H1N1)筋注(グラクソ・スミスクライン株式会社)
 乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチンH1N1[ノバルティス]筋注用[ノバルティス ファーマ株式会社]
 ※ 接種するワクチンにチェックしてください。

平成 年 月 日 本人自署

ワクチンメーカー名、ロット番号	接種量	実施場所、医師名、接種年月日
メーカー名		実施場所
Lot No.		医師名
		接種年月日 平成 年 月 日

新型インフルエンザ予防接種予診票
(小学校6年生以下の者対象)

診察前の体温 度 分

住所, 受ける人の氏名, 保護者の氏名, 年齢区分

質問事項, 回答欄, 医師記入欄. 内容: あなたのお子さんの発育歴についておたずねします. 出生体重, 乳幼児検診で異常があると言われたことがありますか. 生まれてから今までに先天性異常, 心臓, 腎臓, 肝臓, 脳神経, 免疫不全症, その他の病氣にかかり, 医師の治療(投薬など)を受けていますか.

医師の記入欄. 以上の問診及び診察の結果, 今日の予防接種は(可能・見合わせる). 保護者に対して, 予防接種の効果・目的, 接種するワクチンの有益性及び副反応並びに予防接種健康被害救済制度について, 説明した.

保護者の記入欄. 医師の診察・説明を受け, 予防接種の効果・目的, 接種するワクチンの有益性, 重篤な副反応の可能性などについて理解した上で, 以下のワクチンの接種を(希望します・希望しません).

ワクチンメーカー名, ロット番号, 接種量, 実施場所, 医師名, 接種年月日

新型インフルエンザ予防接種予診票
(小学校6年生以下の者対象)

診察前の体温 度 分

住所, 受ける人の氏名, 保護者の氏名, 年齢区分

質問事項, 回答欄, 医師記入欄. 内容: あなたのお子さんの発育歴についておたずねします. 出生体重, 乳幼児検診で異常があると言われたことがありますか. 生まれてから今までに先天性異常, 心臓, 腎臓, 肝臓, 脳神経, 免疫不全症, その他の病氣にかかり, 医師の治療(投薬など)を受けていますか.

医師の記入欄. 以上の問診及び診察の結果, 今日の予防接種は(可能・見合わせる). 保護者に対して, 予防接種の効果・目的, 接種するワクチンの有益性及び副反応並びに予防接種健康被害救済制度について, 説明した.

保護者の記入欄. 医師の診察・説明を受け, 予防接種の効果・目的, 接種するワクチンの有益性, 重篤な副反応の可能性などについて理解した上で, 以下のワクチンの接種を(希望します・希望しません).

ワクチンメーカー名, ロット番号, 接種量, 実施場所, 医師名, 接種年月日

新型インフルエンザ予防接種予診票
(中学生に相当する年齢の者対象:保護者が同伴する場合)

住所		診察前の体温		度		分	
受ける人の氏名			男 女	生年 月日	平成 (満 歳 ヵ月)	年	月 日

質問事項	回答欄		医師記入欄
接種を受ける方の発育歴についておたずねします 生まれたときの体重が少なかったり、出産時、出生後、乳幼児検診などで異常があると いわれたことがありましたか	あった	なかった	
生まれてから今までに、先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症、その他の病氣 にかかり、医師の治療(投薬など)を受けていますか 病名()	はい	いいえ	
その病氣の主治医には、今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください()	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に、家族や遊び仲間、インフルエンザ、麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ などの病氣の方がいましたか (病名)	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
新型インフルエンザ又は季節性インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか その際に具合が悪くなったことはありますか	はい	いいえ	
これまでにインフルエンザ以外の予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
ニワトリの肉や卵などにアレルギーがありますか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
ひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか ()歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった方はいますか	はい	いいえ	
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか (女性のみ)現在妊娠している、又は妊娠している可能性はありますか	はい	いいえ	

保護者の記入欄
上記の質問事項に対し、あなたが記入された回答をもとに、医師が問診や診察を行い、予防接種が可能であると判断した場合、
以下のワクチンを接種することに (同意します ・ 同意しません) ※括弧内のどちらかを○で囲んでください

インフルエンザHAワクチン(3価ワクチン)[国内産ワクチン]
 A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)[国内産ワクチン]
 アドバントリックス(H1N1)筋注[グラクソ・スミスクライン株式会社]
 ※ 接種に同意した場合、接種を希望するワクチンにチェックしてください。(複数可)
 平成 年 月 日 保護者自署

医師の記入欄
以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は (可能 ・ 見合わせる)
本人に対して、予防接種の効果・目的、接種するワクチンの有益性及び副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、
説明した
医師の署名又は記名押印

ワクチンメーカー名、ロット番号	接種量	実施場所、医師名、接種年月日
メーカー名	ml	実施場所 医師名
Lot No.		接種年月日 平成 年 月 日

新型インフルエンザ予防接種予診票
(中学生に相当する年齢の者対象:保護者が同伴する場合)

住所		診察前の体温		度		分	
受ける人の氏名			男 女	生年 月日	平成 (満 歳 ヵ月)	年	月 日
接種対象者分類	1.基礎疾患を有する者 2.1.以外の者						

質問事項	回答欄		医師記入欄
接種を受ける方の発育歴についておたずねします 生まれたときの体重が少なかったり、出産時、出生後、乳幼児検診などで異常があると いわれたことがありましたか	あった	なかった	
生まれてから今までに、先天性異常、心臓、腎臓、肝臓、脳神経、免疫不全症、その他の病氣 にかかり、医師の治療(投薬など)を受けていますか 病名()	はい	いいえ	
その病氣の主治医には、今日の予防接種を受けてよいといわれましたか	はい	いいえ	
今日体に具合の悪いところがありますか 具体的な症状を書いてください()	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に、家族や遊び仲間、インフルエンザ、麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ などの病氣の方がいましたか (病名)	はい	いいえ	
最近1ヶ月以内に予防接種を受けましたか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
新型インフルエンザ又は季節性インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか その際に具合が悪くなったことはありますか	はい	いいえ	
これまでにインフルエンザ以外の予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか 予防接種の種類()	はい	いいえ	
ニワトリの肉や卵などにアレルギーがありますか	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか	はい	いいえ	
ひきつけ(けいれん)を起こしたことがありますか ()歳頃	はい	いいえ	
そのとき熱が出ましたか	はい	いいえ	
近親者に予防接種を受けて具合が悪くなった方はいますか	はい	いいえ	
近親者に先天性免疫不全と診断されている方はいますか (女性のみ)現在妊娠している、又は妊娠している可能性はありますか	はい	いいえ	

保護者の記入欄
上記の質問事項に対し、あなたが記入された回答をもとに、医師が問診や診察を行い、予防接種が可能であると判断した場合、
以下のワクチンを接種することに (同意します ・ 同意しません) ※括弧内のどちらかを○で囲んでください

A型インフルエンザHAワクチン(H1N1株)[国内産ワクチン]
 アドバントリックス(H1N1)筋注[グラクソ・スミスクライン株式会社]
 乳濁細胞培養A型インフルエンザHAワクチンH1N1[ノバルティス]筋注用[ノバルティス・ファーマ株式会社]
 ※ 接種に同意した場合、接種を希望するワクチンにチェックしてください。(複数可)
 平成 年 月 日 保護者自署

医師の記入欄
以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は (可能 ・ 見合わせる)
本人に対して、予防接種の効果・目的、接種するワクチンの有益性及び副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、
説明した
医師の署名又は記名押印

ワクチンメーカー名、ロット番号	接種量	実施場所、医師名、接種年月日
メーカー名	ml	実施場所 医師名
Lot No.		接種年月日 平成 年 月 日

新型インフルエンザ予防接種予診票
(中学生に相当する年齢の者対象:保護者が同伴しない場合)

新型インフルエンザ予防接種予診票
(中学生に相当する年齢の者対象:保護者が同伴しない場合)

Form with fields for '住所' (Address), '受ける人の氏名' (Recipient's Name), '性別' (Gender), '生年月日' (Date of Birth), and '平成 年 月 日' (Year, Month, Day).

Form with fields for '住所' (Address), '受ける人の氏名' (Recipient's Name), '性別' (Gender), '生年月日' (Date of Birth), and '平成 年 月 日' (Year, Month, Day).

Questionnaire table with columns '質問事項' (Questions), '回答欄' (Answer Column), and '医師記入欄' (Physician's Column). Questions include vaccination history, medical conditions, and allergies.

Questionnaire table with columns '質問事項' (Questions), '回答欄' (Answer Column), and '医師記入欄' (Physician's Column). Questions include vaccination history, medical conditions, and allergies.

Section for '保護者の記入欄' (Guardian's Column) with instructions and checkboxes for consent to vaccination.

Section for '保護者の記入欄' (Guardian's Column) with instructions and checkboxes for consent to vaccination.

Section for '医師の記入欄' (Physician's Column) with instructions for recording the vaccination result and purpose.

Section for '医師の記入欄' (Physician's Column) with instructions for recording the vaccination result and purpose.

Table for recording vaccine manufacturer name, lot number, and dosage.

Table for recording vaccine manufacturer name, lot number, and dosage.

10 月 1 日 以 降

現 行

新型インフルエンザ予防接種済証

新型インフルエンザ予防接種済証

No. _____

No. _____

被接種者の住所

被接種者の住所

被接種者の氏名

被接種者の氏名

生 年 月 日 年 月 日生

生 年 月 日 年 月 日生

予防接種を行った年月日 平成 年 月 日

接種対象者の範囲 ※該当する接種対象者の範囲を○で囲んでください。

接種回数 1回目 ・ 2回目

医療従事者 ・ 基礎疾患を有する者 ・ 妊婦

※どちらかを「○」で囲んでください。

1歳～小学校3年生 ・ 1歳未満の小児の両親

優先接種対象者のうち身体的な理由により予防接種が受けられない

ワクチン名

者の保護者等 ・ 小学4年生～6年生 ・ 中学生

メーカー名

高校生の年齢に該当する者 ・ 65歳以上の者

上記以外の者

ロット番号

予防接種を行った年月日

接種回数 (1回目 ・ 2回目) ※どちらかを「○」で囲んでください。

接種年月日 平成 年 月 日

ロット番号

メーカー名

平成 年 月 日

受託医療機関名

代表者氏名又は

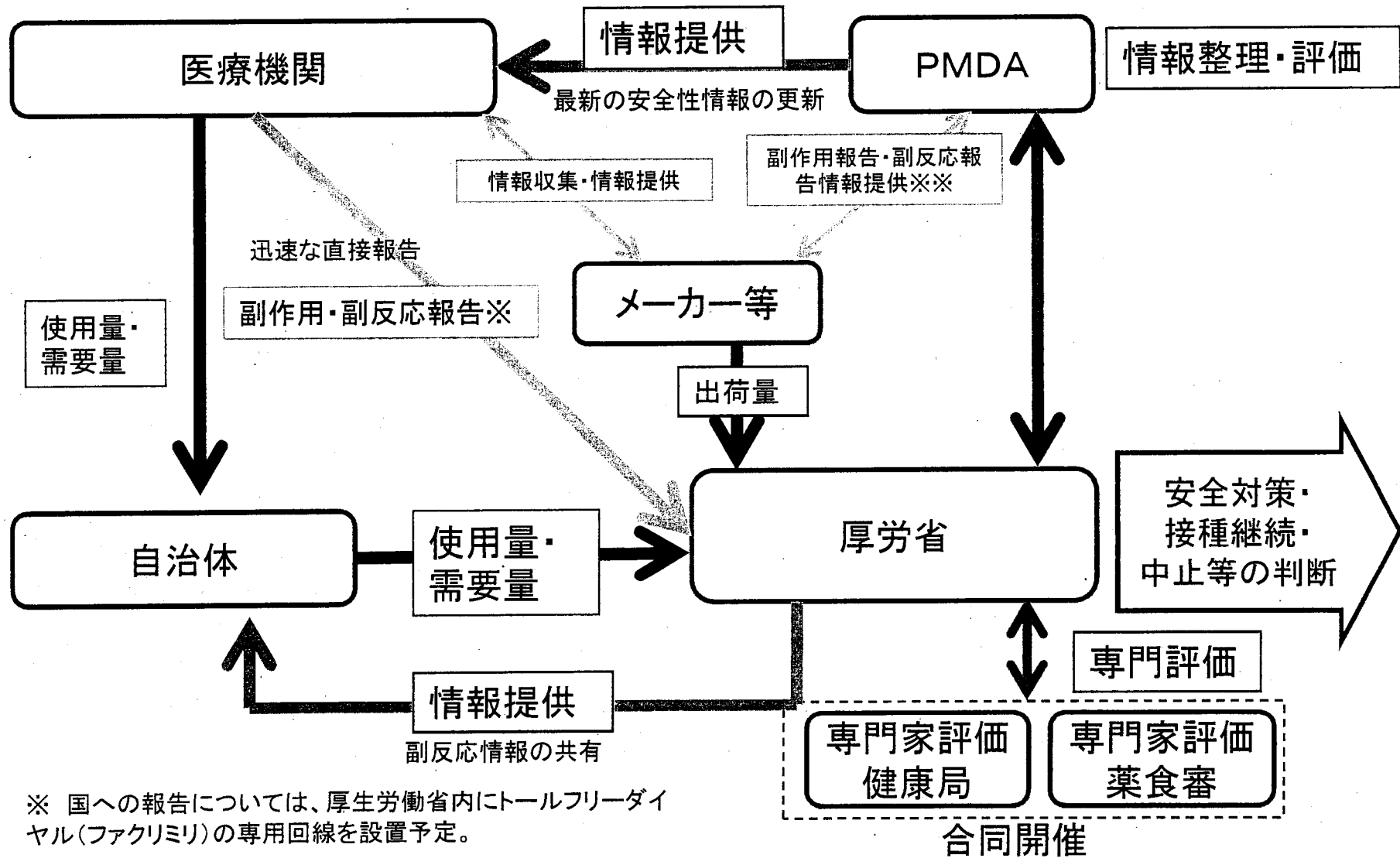
接種を行った医師名 印

平成 年 月 日

受託医療機関名

代表者氏名 印

新型インフルエンザワクチンにおける副反応報告について



10月1日から実施する新型インフルエンザワクチン接種事業においても、これまでと同様の体制で実施するものとする。

(1) 受託医療機関は、報告基準に該当する予防接種後の副反応を診断した場合、被接種者又は保護者の同意を得て、「新型インフルエンザワクチン予防接種後副反応報告書」を用い、速やかに厚生労働省(フリーダイヤルFAX番号)に報告する。

(2) 受託医療機関以外の医療機関においても、副反応を診断した場合は、同様に厚生労働省に報告をする。

各都道府県及び市区町村は、受託医療機関以外の医療機関に対しても、本実施要領の周知に努め、予防接種後副反応報告に協力を求める。

(3) 上記(1)、(2)に基づいて報告された予防接種後副反応報告については、厚生労働省において、薬事法第77条の4の2第2項の報告及び「定期のインフルエンザ予防接種の実施について」(平成17年6月16日健発第0616002号厚生労働省健康局長通知)の別添「インフルエンザ予防接種実施要領」13の報告とみなして取り扱うこととするため、二重に報告を行う必要はない。

(4) 厚生労働省において、安全対策のため、予防接種後副反応報告を新型インフルエンザワクチンの製造販売業者等に対し情報提供することがある。

医療機関においては、薬事法第77条の3第1項に基づき、製造販売業者等から副反応等に関する情報収集の協力依頼がなされた際には、同条第2項に基づき、製造販売業者の当該情報収集への協力を努めること。

被接種者数の把握について①

- 新型インフルエンザワクチン接種者数については、「受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」(平成21年10月13日付厚生労働省発健1013第4号厚生労働事務次官通知)に基づき、期限までに厚生労働省への報告を求めているところ。
- しかし、現状は報告が遅れたり、報告をいただけない受託医療機関が多数ある。
- 早急に副反応の発生頻度を把握することが行政として必要であり、10月1日以降は、報告様式を改訂し簡素化するので、これまでと同様の手順により、引き続き速やかな報告をお願いします。

◆事務の流れ



被接種者数の把握②

◆報告様式の新旧対照表

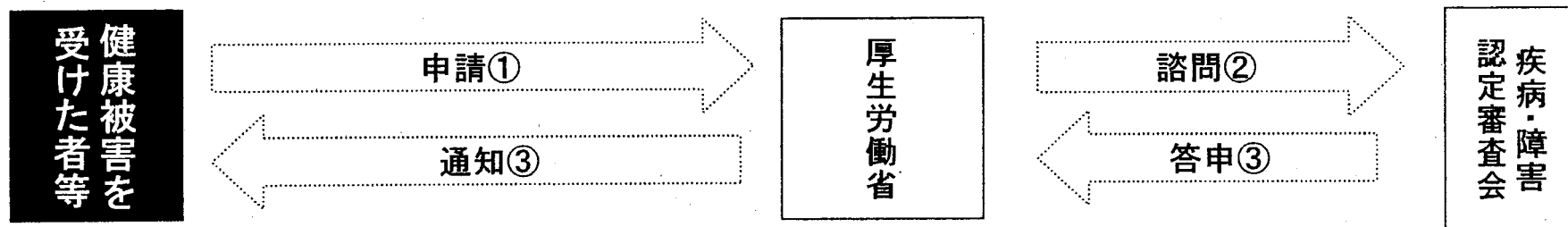
10 月 1 日 以 降										現 行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(別紙様式8) 新型インフルエンザ接種者報告書(受託医療機関用)										(別紙様式8) 新型インフルエンザ接種者報告書(受託医療機関用)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
医療機関名										医療機関名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
報告期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日										報告期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
接種者数										国内産ワクチン						輸入ワクチン(GSK社製ワクチン)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										3価ワクチン			1価ワクチン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
										1回目	2回目	合計	1回目	2回目	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○○○○○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○○○○○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○○○○○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
○○○○○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
※項目については調整中										<table border="1"> <thead> <tr> <td colspan="10" rowspan="2">接種者数</td> <td colspan="3">国内産ワクチン</td> <td colspan="2" rowspan="2">輸入ワクチン</td> </tr> <tr> <td colspan="1">GSK社製ワクチン</td> <td colspan="1">ノバルティス社製ワクチン</td> </tr> <tr> <td colspan="10"></td> <td>1回目</td> <td>2回目</td> <td>合計</td> <td>1回目</td> <td>2回目</td> <td>合計</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="10" rowspan="2">医療従事者</td> <td colspan="6">65歳未満の者</td> </tr> <tr> <td colspan="6">65歳以上の者</td> </tr> <tr> <td colspan="10"></td> <td colspan="6">社</td> </tr> <tr> <td colspan="10" rowspan="5">基礎疾患を有する者</td> <td colspan="6">1歳～小学校3年生</td> </tr> <tr> <td colspan="6">小学校4年生～6年生</td> </tr> <tr> <td colspan="6">中学生及び高校生の年齢該当者</td> </tr> <tr> <td colspan="6">高校卒業以上相当～65歳未満の者</td> </tr> <tr> <td colspan="6">65歳以上の者</td> </tr> <tr> <td colspan="10"></td> <td colspan="6">社</td> </tr> <tr> <td colspan="10">妊婦</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">1歳～小学校3年生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10"><small>1歳未満の小児の接種者及び各接種対象年齢の25歳以上の理由により接種者が行われない等の接種者数</small></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">小学校4年生～6年生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">中学生</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">高校生の年齢該当者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">65歳以上の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">1歳未満の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">上記以外の者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10">合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								接種者数										国内産ワクチン			輸入ワクチン		GSK社製ワクチン	ノバルティス社製ワクチン											1回目	2回目	合計	1回目	2回目	合計	医療従事者										65歳未満の者						65歳以上の者																社						基礎疾患を有する者										1歳～小学校3年生						小学校4年生～6年生						中学生及び高校生の年齢該当者						高校卒業以上相当～65歳未満の者						65歳以上の者																社						妊婦																		1歳～小学校3年生																		<small>1歳未満の小児の接種者及び各接種対象年齢の25歳以上の理由により接種者が行われない等の接種者数</small>																		小学校4年生～6年生																		中学生																		高校生の年齢該当者																		65歳以上の者																		1歳未満の者																		上記以外の者																		合計																	
接種者数										国内産ワクチン			輸入ワクチン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
										GSK社製ワクチン	ノバルティス社製ワクチン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
										1回目	2回目	合計	1回目	2回目	合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
医療従事者										65歳未満の者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
										65歳以上の者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
										社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
基礎疾患を有する者										1歳～小学校3年生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
										小学校4年生～6年生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
										中学生及び高校生の年齢該当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
										高校卒業以上相当～65歳未満の者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
										65歳以上の者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
										社																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
妊婦																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1歳～小学校3年生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<small>1歳未満の小児の接種者及び各接種対象年齢の25歳以上の理由により接種者が行われない等の接種者数</small>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
小学校4年生～6年生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
中学生																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
高校生の年齢該当者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
65歳以上の者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1歳未満の者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
上記以外の者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										<small>注)医療従事者、基礎疾患を有する者、妊婦に計上した者については、それ以外の年齢区分に計上する必要はない (例:65歳以上の医療従事者は「医療従事者」欄にのみ計上すればよい。)</small>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

予防接種後健康被害救済制度について

◆新型インフルエンザワクチン接種事業に基づき接種した場合

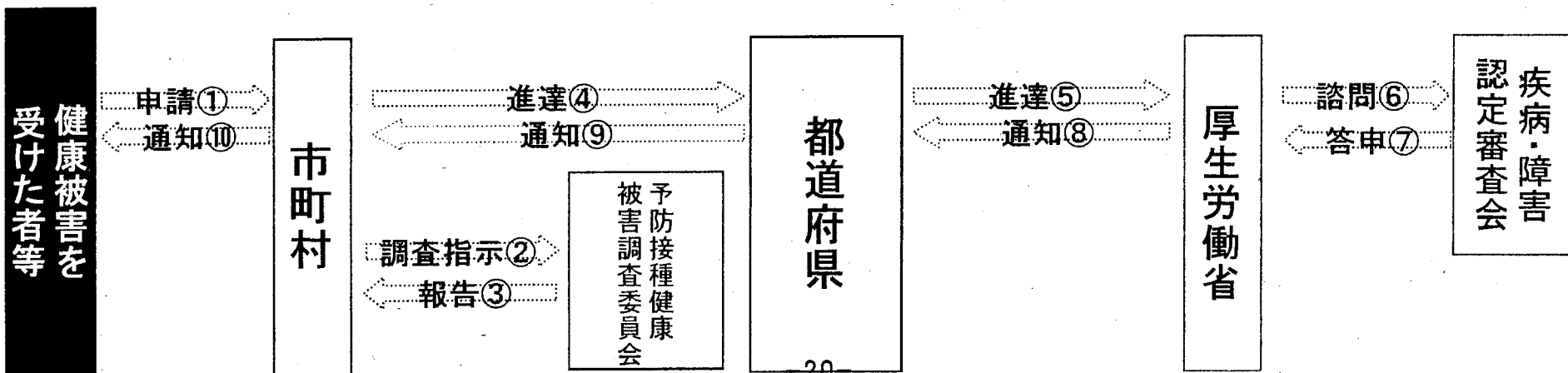
新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に基づく救済制度が適用され、健康被害を受けた者等は、国に対し、直接、申請等を行う。

◆事務の流れ



◆新臨時接種により接種した場合

予防接種法に基づく定期予防接種に係る救済制度と同様に、健康被害を受けた者等は市町村に対し申請等を行い、市町村は都道府県を通じて国に申請書類を提出し、国は認定等を行う。



ワクチンの供給及び流通

【3価ワクチンについて】

○第13回インフルエンザワクチン需要検討会(7月12日)を開催し、以下の結論が得られたところ

①医療機関及び世帯を対象としたインフルエンザワクチンの需要調査*¹によると、今シーズンのワクチン需要量は、2,230万本～2,670万本*²と見込まれること。

*1 当該調査は季節性インフルエンザワクチンについての需要調査である。

*2 1mLバイアル換算、新型インフルエンザ(A/H1N1)株を含む3価ワクチンとして製造予定

②現時点における製造販売業者の製造予定量は最大で2,900万本程度となる見込であり、予想される需要に対して、十分な製造・供給能力は確保されていると考えられること。

③新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンについて本年11月までは昨年度の国在庫の1価のワクチンが7,300万回分以上あり、3価ワクチンが約2,900万本(5,800万回分)程度生産されることから、概ね国民全員分に対応が可能と考えられる。ただし、3価ワクチンについては、ニーズを踏まえ、ある程度余裕を持った生産が必要であると考えられること。

④今シーズンは、医療機関のワクチンの過剰注文を防ぎ、卸売販売業者が保有する在庫管理を徹底するなどの従来の対策に加えて、新型インフルエンザワクチンの接種方針を踏まえた適切な方法による安定供給対策に努めること。

○3価ワクチンの流通に関しては、通常の市場流通であるが、国は安定供給に関する通知を発出する。

○都道府県は、国より発出される安定供給に関する通知に基づき、管内体制づくり及び関係者へ周知すること。

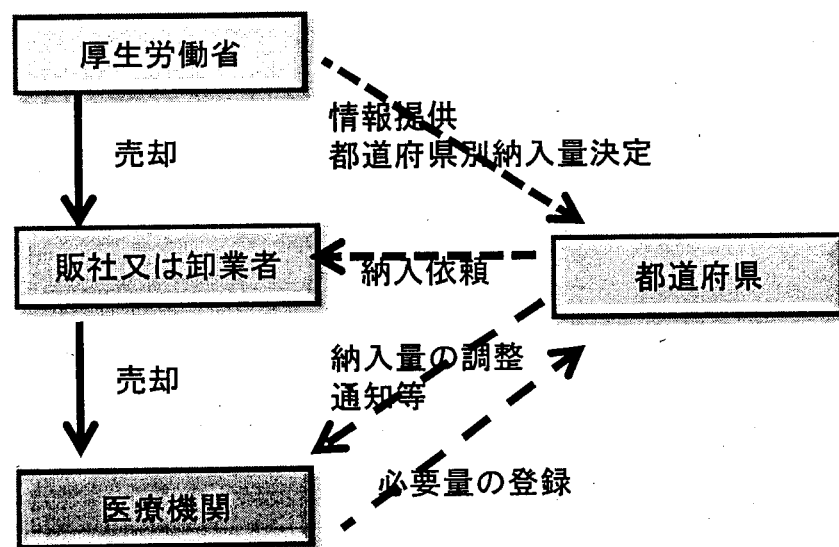
【1価ワクチンについて】

○国内産及び輸入ワクチンのうち、本年10月1日以降に供給されるものについては、国が販売業者（以下「販社」という）、卸売販売業者（以下「卸業者」という）にワクチンを売却した後は、通常の市場流通とする。（今後、別途通知する。）

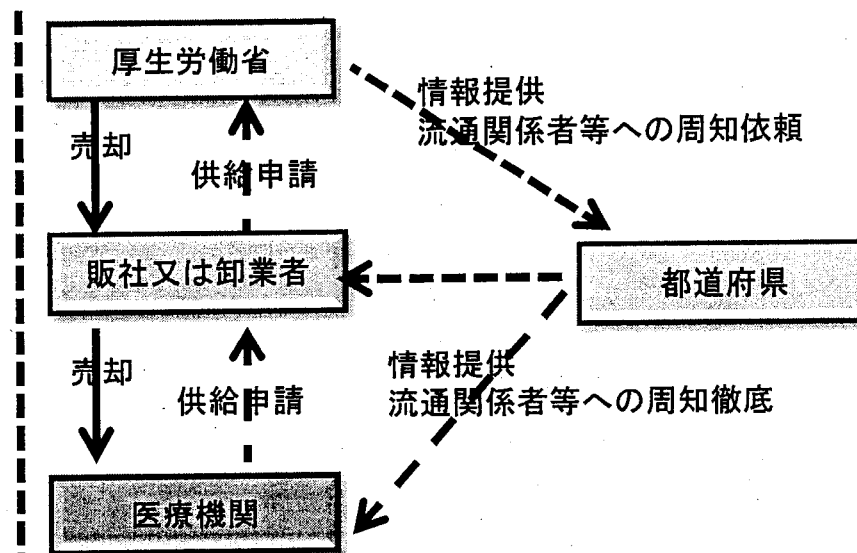
○国は、販社（国内産ワクチン）又は卸業者（輸入ワクチン）からの供給申請に基づき、当該ワクチンを売却する。

○都道府県は、円滑な流通、在庫の偏在を防止する観点から、必要に応じて、受託医療機関及び卸業者と連携し、情報を集約することや、受託医療機関に対して現に必要な量のみを発注するよう周知する。

（現行の1価ワクチン流通スキーム）



（10月1日以降の1価ワクチン流通スキーム）



【1価ワクチンの最大出荷可能量について(7月14日現在)】

(単位:万回分)

銘柄	規格	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
化血研	1mL	1,025	1,025	1,025	1,025	978	526	162	0
	10mL	457	457	453	410	0	0	0	0
阪大	1mL	401	401	401	400	299	224	0	0
デンカ	1mL	490	490	489	487	433	156	0	0
北里	1mL	542	542	542	541	437	206	0	0
国内産 合計	1mL	2,458	2,458	2,457	2,453	2,147	1,112	162	0
	10mL	457	457	453	410	0	0	0	0
	1mL+10mL	2,915	2,915	2,910	2,863	2,147	1,112	162	0
GSK		4,467	4,467	4,467	4,467	4,467	4,467	4,092	2,152
最大出荷可能量		7,382	7,382	7,377	7,330	6,614	5,579	4,254	2,152

※当月有効期限切れのものは前月まで出荷可能としている。

※GSK社製は5月26日現在の国への納入量を基にしている。(9月末で全量納入予定)

※国内産ワクチンは未出荷分及び流通段階からの引き上げ分の合計である。

【返品の取扱について】

厚生労働省は、販社又は卸業者に対して売却したワクチンについて、原則、返品を受け付けない。また、再配分等を目的に流通在庫の引き上げ等を予定していない。

このため、都道府県は、管内受託医療機関や卸業者等の管内流通関係者に対して、当該ワクチンは原則、返品が認められない旨を周知すること。

【保存剤が添加されていない製剤について】

保存剤の添加されていないワクチン接種を希望する妊婦には、1価ワクチン、3価ワクチンともにチメロサル等の保存剤が使用されていない0.5mLバイアル製剤又はシリンジ製剤が使用できるとされている。

同製剤の供給に当たっては、産科及び産婦人科への納入を優先した上で、余裕がある場合は、他の診療科への流通体制を整備し妊婦以外の接種対象者への接種も検討すること。

また、保存剤の添加されていないワクチン接種を希望する妊婦には当該製剤が使用できることを市町村と連携の上広報すること。

	(1価ワクチン)	(3価ワクチン)
数量(※1)	約1万本	約590万本
出荷時期(※1)	8月中旬以降順次(※2)	9月下旬以降順次
銘柄	北里研究所	北里研究所・阪大微研

※1 今後の国家検定結果等により数量、出荷時期に変更があり得る。

※2 昨年度より供給している1価ワクチンの0.5mL製剤は、本年8月3日で、全て有効期限が切れる。

(資料4) その他

平成22年度新型インフルエンザワクチン 接種助成費臨時補助金について

○新型インフルエンザワクチン接種助成事業（以下、接種助成事業という。）については、「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」の策定について」（平成22年7月23日付健発0723第6号厚生労働省健康局長通知）の別添「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」に基づき、昨年度と同様に、市町村は、新型インフルエンザワクチンを接種した者のうち、低所得者等の接種にかかる費用負担の軽減を行うものとしている。

○また、「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費の国庫補助について」（平成22年7月26日付厚生労働省健発0726第1号厚生労働事務次官通知）の別紙「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱」（以下、補助金交付要綱という。）により、上記により市町村が助成する費用に対して都道府県への国庫補助を行うものとしている。

○補助金交付要綱については、以下の事項に十分ご留意願いたい。

【留意事項】

1 国庫補助事業の年度区分について

国庫補助にかかる事業の年度については、当該事業の助成対象者又は代理受領契約を締結している受託医療機関から費用の請求があった日の属する年度により区分する。（例：昨年度中に接種した者にかかる請求が、今年度にされた場合、今年度の申請により計上する。）

2 交付の対象について

補助金交付要綱の3に掲げる交付の対象には、平成21年度に接種を完了した者のうち平成22年度に新たに接種する者を含む。

3 平成21年度の確定及び22年度の交付申請の時期について

現在、調整中であるため、おって指示する。

4 補助金交付要綱の改訂について

10月以降の新たな新型インフルエンザワクチン接種事業の開始に伴い、その事業内容の変更を受け、10月1日付けで現行の補助金交付要綱を改訂する予定である。

5 接種助成事業の終期について

新型インフルエンザワクチン接種事業は、平成22年度も引き続き継続しているが、平成21年度接種助成事業は、平成21年度末に終了し、平成22年度接種助成事業は、新臨時接種の開始前まで継続する。また、新臨時接種の開始後は、補助事業から負担事業へ移行することとする。

健発0723第6号

平成22年7月23日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省健康局長

「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種
助成事業実施要綱」の策定について

今般の新型インフルエンザワクチン接種に係る費用について、接種対象者のうち低所得者の実費負担による経済的負担を軽減するため、別添「平成22年度インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」を策定し、平成22年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内の市町村への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。

平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱

1 目的

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、感染による死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することを目的として、国が定める接種対象者（「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」（厚生労働省発健1013第3号平成21年10月13日厚生労働事務次官）第3の2に基づき接種する者をいう。以下同じ。）に対し、新型インフルエンザワクチン接種を実施する。

新型インフルエンザワクチン接種については、個人の重症化の防止を主たる目的とすることから、接種を受ける者又はその保護者から、実費相当額（ワクチン代、接種に要する費用等。原則として全国一律の額）を徴収する。

その際、接種対象者のうち低所得者の実費負担については、予防接種法の定期接種における実費負担免除の考え方に準じ、市町村民税非課税世帯を念頭に、ワクチン接種の実費負担による経済的負担を軽減することを目的として、その費用を助成する措置を講ずる。

2 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 実施事業

市町村は、新型インフルエンザワクチン接種を受ける接種対象者のうち、当該市町村が定める低所得者等が受託医療機関等において、ワクチンの接種を受けた際に支払う実費負担について、その費用の全部又は一部を助成する措置を講じる。

4 事業実施上の留意事項

市町村は、費用助成を行う対象者や助成の金額、事業実施方法を決定するに当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 当該市町村に居住する住民を対象とすること
- (2) 今回の費用助成の範囲については、国においては、国が定めた接種対象者のうち、生活保護世帯に属する者及び市町村民税非課税世帯に属する者のワクチン接

種に係る実費負担の全額を助成することとしているが、各市町村の実情に応じ、対象者や助成の金額を別に定めることができるものとする

- (3) 事業の実施方法については、医療機関の窓口で一定の証明書を提示すること等により、助成対象者であることを確認した場合には、実費負担の全部又は一部を徴収しないこととし、その費用について、請求に応じ、市町村が医療機関に支払う方法（代理受領方式）が望ましい。ただし、様々な事情により、この方式がとれない場合や代理受領契約を締結していない医療機関で接種を受けた場合等については、市町村の窓口で、実費負担に係る領収書等を提示した場合にその額の全部又は一部を支払う方式（償還払い方式）とする。

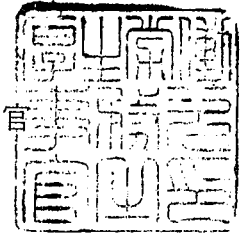
5 経費の負担

この実施要綱に基づき市町村が実施する事業に要する経費に対して都道府県が補助する額については、厚生労働大臣が別に定める「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行う。

厚生労働省発健0726第1号
平成22年7月26日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



平成22年度新型インフルエンザワクチン接種
助成費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金交付要綱」により行うこととされ、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村等に対する周知への配慮をお願いするとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。

別紙

平成22年度新型インフルエンザワクチン接種 助成費臨時補助金交付要綱

(通 則)

- 1 平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、平成21年10月13日厚生労働省発健1013第3号厚生労働事務次官通知「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱」に基づき、新型インフルエンザワクチンを接種する事業において、被接種者から徴収する実費負担について、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が市町村民税非課税世帯(被保護世帯等(当該接種者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付を受けている場合をいう。))を含む。)に属する者(以下「低所得者」という。)を念頭に、市町村ごとに定める対象者(以下「負担軽減対象者」という。)の費用の助成に要する経費について、補助することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、平成21年10月30日厚生労働省健発1030第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成21年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」及び平成22年7月23日厚生労働省健発0723第6号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱」に基づき、市町村が助成する費用に対して都道府県が行う補助事業(ただし、事務費は除く。)を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に

- 1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 欄 肆
新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金	<p>管内市町村ごとに次の(1)、(2)及び(3)により算定した額の合計額</p> <p>(1)優先接種対象者のうちの2回接種対象者</p> <p>ア. 当該市町村における国が定める優先接種対象者のうちの低所得者の接種者数が把握できる場合</p> <p>6,150円×(当該市町村における国が定める優先接種対象者のうちの低所得者の接種者数)</p> <p>イ. 当該市町村の人口に占める低所得者の割合が算出できる場合</p> <p>6,150円×(当該市町村における国が定める優先接種対象者数)×((都道府県内の優先接種対象者の接種者数)÷(都道府県内の優先接種対象者数))×(当該市町村の人口に占める低所得者の割合)×((優先接種対象者に占める低所得者の割合(0.27))÷(全人口に占める低所得者の割合(0.22)))</p> <p>ウ. 当該市町村の人口に占める低所得者の割合が算出できない場合</p>	新型インフルエンザワクチンを接種する事業において、管内市町村ごとに定める負担軽減対象者のワクチンの実費負担に係る費用助成に要する経費(ただし、事務費は除く)の合計額	2/3

6,150円×(当該市町村における
国が定める優先接種対象者数)×
((都道府県内の優先接種対象者の
接種者数)÷(都道府県内の優先接
種対象者数))×(全人口に占める低
所得者の割合(0.22))

(2)優先接種対象者のうちの1回
接種対象者

ア. 当該市町村における国が定
める優先接種対象者のうちの
低所得者の接種者数が把握で
きる場合

3,600円×(当該市町村における
国が定める優先接種対象者のうち
の低所得者の接種者数)

イ. 当該市町村の人口に占める
低所得者の割合が算出できる
場合

3,600円×(当該市町村における
国が定める優先接種対象者数)×
((都道府県内の優先接種対象者の
接種者数)÷(都道府県内の優先接
種対象者数))×(当該市町村の人口
に占める低所得者の割合)×((優先
接種対象者に占める低所得者の割
合(0.27))÷(全人口に占める低所
得者の割合(0.22)))

ウ. 当該市町村の人口に占める
低所得者の割合が算出できな
い場合

$3,600円 \times (当該市町村における
国が定める優先接種対象者数) \times
((都道府県内の優先接種対象者の
接種者数) \div (都道府県内の優先接
種対象者数)) \times (全人口に占める低
所得者の割合(0.22))$

(3) 優先接種対象者以外の者

ア. 当該市町村における国が定
める優先接種対象者以外の者
のうちの低所得者の接種者数
が把握できる場合

$3,600円 \times (当該市町村における
国が定める優先接種対象者以外の
者のうちの低所得者の接種者数)$

イ. 当該市町村の人口に占める
低所得者の割合が算出できる
場合

$3,600円 \times (当該市町村における
国が定める優先接種対象者以外の
者の数) \times ((都道府県内の優先接種
対象者以外の接種者数) \div (都道府
県内の優先接種対象者以外の者の
数)) \times (当該市町村の人口に占める
低所得者の割合) \times ((全人口に占め$

る低所得者の割合(0.22))÷(優先接種対象者に占める低所得者の割合(0.27))

ウ. 当該市町村の人口に占める低所得者の割合が算出できない場合

$3,600円 \times (当該市町村における国が定める優先接種対象者以外の者の数) \times ((都道府県内の優先接種対象者以外の接種者数) \div (都道府県内の優先接種対象者以外の者の数)) \times (全人口に占める低所得者の割合(0.22))$

* 人口・・・平成21年10月1日現在の各市町村の人口

* 各市町村の状況に関して、イを選択するときは、(1)、(2)、(3)ともにイを選択しなければならない。

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書

及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (5) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1)から(4)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙様式第1による調書」とあるのは「別紙様式第1に準じた調書」と読み替えるものとする。
- (6) (5)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 間接補助事業者が(5)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い平成23年1月31日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この国庫補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成23年4月8日のいずれか早い日

までに別紙様式第3による報告書に係る書類を添えて、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7、及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

平成22年度新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金調書

平成22年度厚生労働省所管

(都道府県名)

国			都道府県										備考
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収納済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
(項)感染症対策費	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
(目)新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金													

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(注) 補助事業者は、間接補助金の交付決定に当たっては、間接補助事業者に対して間接補助金のうち国庫補助金に相当する額、その他この調書の作成上必要な事項を指示すること。

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成22年度新型インフルエンザワクチン接種
助成費臨時補助金交付申請書の提出について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 国庫補助申請額 金 円

2 経費所要額調書 (別紙1のとおり)

3 事業実施計画書 (別紙2のとおり)

4 添付書類

(1)平成22年度歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(注:予算書には、当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること)

(2)その他参考となる書類

新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金所要額調書

(都道府県名: _____)

単位:円

	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の支出予定額 (E)	選定額 ((D)、(E)のいずれか少ない額) (F)	都道府県補助所要額 (G)	都道府県補助予定額 (H)	国庫補助基本額((G)、(H)のいずれか少ない額) (I)	国庫補助所要額 ((I)×補助率) (J)
新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金										

- (注) 1 「国庫負担(補助)所要額」(J)欄に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 2 「寄付金その他の収入額」(B)欄には、実費徴収予定額を含めて計上すること。
 3 「選定額」(F)欄には、(D)欄と(E)欄のいずれか少ない額を計上すること。
 4 「都道府県補助額」(G)欄には、(C)欄と(F)欄のいずれか少ない額に4分の3を乗じた額を計上すること。

事業実施計画書

(1)-1 各市町村における費用助成対象者と支出予定額(優先接種対象者)

(都道府県名:)

実施市町村名	国が定めた各優先接種対象者のうちの市町村が定めた負担軽減対象者 (A)	支出予定額等				
		2回接種対象			1回接種対象	
		接種者数(人) (B1)	助成費用(円) (各市町村が定めた額) (C1)	支出予定額(円) (B1 × C1) (D1)	接種者数(人) (B2)	助成費用(円) (各市町村が定めた額) (C2)
〇〇市町村	1 2 3					
小計						
□□市町村	1 2 3					
小計						
合計						

(注)

1 A欄の行数は助成対象者の区分数に応じて加減すること。

事業実施計画書

(1)-2 各市町村における費用助成対象者と支出予定額(優先接種対象者以外の者) (都道府県名:)

実施市町村名	国が定めた各優先接種対象者以外の者のうちの市町村が定めた負担軽減対象者 (A)	支出予定額等		
		1回接種対象		
		接種者数(人) (B)	助成費用(円) (各市町村が定めた額) (C)	支出予定額(円) (B×C) (D)
〇〇市町村	1 2 3			
小計				
□□市町村	1 2 3			
小計				
合計				

(注)

1 A欄の行数は助成対象者の区分数に応じて加減すること。

事業実施計画書

(2)-1 各市町村における低所得者の接種対象者と基準額(優先接種対象者)

(都道府県名:)

実施市町村名	人口(人) (平成21年10月1日 現在) (A)	都道府県全体にお ける各優先接種対 象者の接種率(優先 接種対象者の接種 者数/優先接種者 数) (B)	国が定める各優先接種対象 者数(人)		住民に占める低所得者 (住民税非課税世帯(被保 護世帯等含む)所属者)割 合把握の有無 (D1)	低所得者の接種対象者数(人)及び基準額(円)													
			2回接種対象 (C1)	1回接種対象 (C2)		有の場合、 その割合(%) (D2)	2回接種対象 (E)						1回接種対象 (F)						
							低所得者の接種者数が把握可 能な場合 (E1)		低所得者の割合が把握可能な 場合 (E2)		低所得者の割合が把握不可 能な場合 (E3)		低所得者の接種者数が把握可 能な場合 (F1)		低所得者の割合が把握可能な 場合 (F2)		低所得者の割合が把握不可 能な場合 (F3)		
							人数 (G1)	基準額 (6,150*G1) (H1)	人数 (C1*D2) (G2)	基準額 (6,150*B*C1*D2*0. 27/0.22) (H2)	人数 (C1*0.22) (G3)	基準額 (6,150*B*C1*0.22) (H3)	人数 (I1)	基準額 (3,600*I1) (J1)	人数 (C2*D2) (I2)	基準額 (3,600*B*C2*D2*0. 27/0.22) (J2)	人数 (C2*0.22) (I3)	基準額 (3,600*B*C2*0.22) (H3)	
〇〇市町村																			
□□市町村																			
計																			

(注)
 1 人数、金額ともに小数点以下は切り捨てて記載すること
 2 B欄、D2欄における数値は小数点第1位まで算出すること
 3 D1欄においては「有」若しくは「無」と記載すること
 4 E欄においては、E1、E2、E3の内から、F欄においてはF1、F2、F3の内から、それぞれ該当する区分を1つだけ記載すること

事業実施計画書

(2)-2 各市町村における低所得者の接種対象者と基準額(優先接種対象者以外の者)

(都道府県名:)

実施市町村名	人口(人) (平成21年10月1日現在) (A)	都道府県全体における各優先接種対象者以外の者の接種率(優先接種対象者以外の者の接種者数/優先接種対象者以外の者の数) (B)	国が定める優先接種対象者以外の者の数(人) 1回接種対象 (C)	住民に占める低所得者(住民税非課税世帯(被保護世帯等含む)所属者)割合把握の有無 (D1) 有の場合、その割合(%) (D2)	低所得者の接種対象者数(人)及び基準額(円)					
					1回接種対象 (E)					
					低所得者の接種者数が把握可能な場合 (E1)		低所得者の割合が把握可能な場合 (E2)		低所得者の割合が把握不可能な場合 (E3)	
					人数 (F1)	基準額 (3,600×F1) (G1)	人数 (C×D2) (F2)	基準額 (3,600×B×C×D2×0.22/0.27) (G2)	人数 (C×0.22) (F3)	基準額 (3,600×B×C×0.22) (G3)
○市町村 □市町村										
計										

(注)

- 1 人数、金額ともに小数点以下は切り捨てて記載すること
- 2 B欄、D2欄における数値は小数点第1位まで算出すること
- 3 D1欄においては「有」若しくは「無」と記載すること
- 4 E欄においては、E1、E2、E3の内から、それぞれ該当する区分を1つだけ記載すること

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成22年度新型インフルエンザワクチン接種
助成費臨時補助金実績報告書の提出について

平成 年 月 日厚生労働省発健第 号で交付決定を受けた標記について
次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書 (別紙1のとおり)
- 3 事業実績報告書 (別紙2のとおり)
- 4 添付書類
(1)平成22年度歳入歳出決算書(又は見込書)抄本
(注:当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること)
(2)その他参考となる書類

新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金所要額精算書

(都道府県名:)
単位:円

区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	基準額 (D)	対象経費の 実支出額 (E)	選定額 ((D)、(E) のいずれか 少ない額) (F)	都道府県補 助所要額 (G)	都道府県補 助額 (H)	国庫補助基 本額((G)、 (H)のいず れか少ない 額) (I)	国庫補助 所要額 ((I)×補助 率) (J)	国庫補助 交付決定額 (K)	国庫補助受 入額 (L)	差引過△不 足額 ((L)-(J)) (M)
新型インフルエンザワクチン接 種助成費臨時補助金													

- (注) 1 「国庫負担(補助)所要額」(J)欄に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 2 「寄付金その他の収入額」(B)欄には、実費徴収予定額を含めて計上すること。
 3 「選定額」(F)欄には、(D)欄と(E)欄のいずれか少ない額を計上すること。
 4 「都道府県補助所要額」(G)欄には、(C)欄と(F)欄のいずれか少ない額に4分の3を乗じた額を計上すること。

事業実績報告書

(1)-1 各市町村における費用助成対象者と支出済額(優先接種対象者)

(都道府県名:)

実施市町村名	国が定めた各優先接種対象者のうちの市町村が定めた負担軽減対象者(A)	支出済額等				
		2回接種対象			1回接種対象	
		接種者数(人) (B1)	助成費用(円) (各市町村が定めた額) (C1)	支出済額(円) (B1×C1) (D1)	接種者数(人) (B2)	助成費用(円) (各市町村が定めた額) (C2)
〇〇市町村	1 2 3					
小計						
□□市町村	1 2 3					
小計						
合計						

(注)

1 A欄の行数は助成対象者の区分数に応じて加減すること。

事業実績報告書

(1)-2 各市町村における費用助成対象者と支出済額(優先接種対象者以外の者) (都道府県名:)

実施市町村名	国が定めた各優先接種対象者以外の者のうち各市町村が定めた負担軽減対象者 (A)	支出済額等		
		1回接種対象		
		接種者数(人) (B)	助成費用(円) (各市町村が定めた額) (C)	支出済額(円) (B×C) (D)
〇〇市町村	1 2 3			
小計				
□□市町村	1 2 3			
小計				
合計				

(注)

1 A欄の行数は助成対象者の区分数に応じて加減すること。

事業実績報告書

(2)-1 各市町村における低所得者の接種対象者と基準額(優先接種対象者)

(都道府県名:)

実施市町村名	人口(人) (平成21年10月1日 現在) (A)	都道府県全体にお ける各優先接種対 象者の接種率(優先 接種対象者の接種 者数/優先接種者 数) (B) _ %	国が定める各優先接種対象 者数(人)		住民に占める低所得者 (住民税非課税世帯(被保 護世帯等含む)所属者)割 合把握の有無 (D1)	低所得者の接種者数(人)及び基準額(円)				
			2回接種対象 (C1)	1回接種対象 (C2)		有の場合、 その割合(%) (D2)	2回接種対象 (E)		1回接種対象 (F)	
							人数 (G)	基準額 (6,150*G) (H)	人数 (I)	基準額 (3,600*I) (J)
〇〇市町村 □□市町村										
計										

(注)

- 1 人数、金額ともに小数点以下は切り捨てて記載すること
- 2 B欄、D2欄における数値は小数点第1位まで算出すること
- 3 D1欄においては「有」若しくは「無」と記載すること

事業実績報告書

(2)-2 各市町村における低所得者の接種対象者と基準額(優先接種対象者以外の者)

(都道府県名:)

実施市町村名	人口(人) (平成21年10月1日現在) (A)	都道府県全体における各優先接種対象者以外の者の接種率(優先接種対象者以外の者の接種者数/優先接種対象者以外の者の数) (B) %	国が定める各優先接種対象者以外の者の数(人)		住民に占める低所得者(住民税非課税世帯(被保護世帯等含む)所属者)割合把握の有無 (D1) 有の場合、その割合(%) (D2)	低所得者の接種者数(人)及び基準額(円)	
			1回接種対象 (C)			1回接種対象	
						人数 (E)	基準額 (3,600*E) (F)
○市町村 □市町村							
計							

(注)

- 1 人数、金額ともに小数点以下は切り捨てて記載すること
- 2 B欄、D2欄における数値は小数点第1位まで算出すること
- 3 D1欄においては「有」若しくは「無」と記載すること

(2) 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の活用について
平成22年度 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金(34億円)

新型インフルエンザ患者入院医療機関施設・設備(24億円)

(事業内容)

新型インフルエンザ発生時に患者を受け入れる感染症指定医療機関や全国の入院医療を担当する医療機関において必要な施設・設備の整備を行い、円滑な医療の提供ができる体制整備を行う。

(施設整備)

・陰圧病床(簡易陰圧装置を用いた陰圧対応病室)等の整備

(補助対象設備)

・人工呼吸器 ・簡易陰圧装置 ・個人防護具

(実施主体) 都道府県 (補助率) 1/2

感染症外来協力医療機関設備(10億円)

(事業内容)

一般医療機関における外来部門において、新型インフルエンザに感染している可能性がある者とそれ以外の患者に感染が及ばないように十分な感染防止措置を行うための設備整備を行う。

(補助対象設備)

・HEPAフィルター付パーティション ・HEPAフィルター付空気清浄機

(実施主体) 都道府県 (補助率) 1/2

※7月12日に厚生局を通じて各都道府県に追加要望の提出を依頼(厚生労働省×切り8月31日)

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について

抗インフルエンザウイルス薬については、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成21年2月改訂）において「諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、備蓄を推進する。」こととされている。

国における備蓄については、平成21年度末までに、オセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）3,000万人分、ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）300万人分を備蓄し、目標数に到達したところである。

都道府県には、平成21年度から平成23年度までの3カ年の地方財政措置が講じられていることを踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の追加備蓄に努めていただいております。平成22年6月末までに、タミフル約1,950万人分、リレンザ約412万人分を確保していただいているところであるが、タミフル耐性ウイルスの出現や十代の若年層に対する感染にも対応できるよう、今後はリレンザの備蓄について、現在の目標量を超えて、備蓄を進めていただくようお願いする。

○行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）の備蓄量

行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）については、平成22年6月末までに約5,600万人分を確保。

・タミフル	国	備蓄	約3,000万人分
	県	備蓄	約1,950万人分
		計	約4,950万人分
・リレンザ	国	備蓄	約300万人分
	県	備蓄	約412万人分
		計	約712万人分

※ 備蓄量については、6月末時点の数。（都道府県別の内訳は別紙参照）

○都道府県別の抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況

平成 22 年 6 月 30 日現在

No.	都道府県名	備蓄量(千人分)		No.	都道府県名	備蓄量(千人分)	
		タミフル	リレンザ			タミフル	リレンザ
1	北海道	655.9	19.2	25	滋賀県	179.7	14.7
2	青森県	259.4	14.5	26	京都府	390.2	37.3
3	岩手県	161.0	4.7	27	大阪府	1,025.0	50.5
4	宮城県	276.3	8.2	28	兵庫県	749.7	29.0
5	秋田県	132.7	3.8	29	奈良県	169.2	78.1
6	山形県	141.5	7.5	30	和歌山県	124.0	7.5
7	福島県	381.5	21.3	31	鳥取県	103.5	16.0
8	茨城県	347.1	20.5	32	島根県	128.3	15.0
9	栃木県	271.0	10.5	33	岡山県	363.4	20.3
10	群馬県	374.6	20.9	34	広島県	389.0	20.0
11	埼玉県	840.0	152.0	35	山口県	234.0	15.1
12	千葉県	712.0	42.6	36	徳島県	147.6	8.2
13	東京都	3,028.0	3,020.0	37	香川県	187.0	11.0
14	神奈川県	1,677.2	93.7	38	愛媛県	267.4	14.9
15	新潟県	442.8	24.7	39	高知県	138.4	14.0
16	富山県	129.3	11.4	40	福岡県	592.7	52.6
17	石川県	151.3	4.3	41	佐賀県	192.0	20.0
18	福井県	151.1	8.4	42	長崎県	242.0	15.0
19	山梨県	103.0	3.0	43	熊本県	228.2	6.6
20	長野県	330.0	22.5	44	大分県	222.0	12.4
21	岐阜県	389.8	21.8	45	宮崎県	196.0	11.3
22	静岡県	516.9	39.4	46	鹿児島県	206.0	6.0
23	愛知県	1,000.0	51.4	47	沖縄県	198.8	7.3
24	三重県	352.0	19.5		計	19,498	4,128

注1) 各都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄は、各都道府県と製造販売業者との契約に基づき、計画的に納入される予定である。

注2) 上記都道府県備蓄分の不足が見込まれる場合には、都道府県からの要請に基づき、国の備蓄分を放出することとしている。

(6月30日時点)

- ※1 各都道府県が備蓄しているタミフルカプセル(オセルタミビルリン酸塩)及びリレンザ(ザナミビル)、それぞれの備蓄量(人数分)を掲載している。
- ※2 抗インフルエンザウイルス薬の製造販売業者と各都道府県との契約に基づき、備蓄用として平成22年6月末までに納品した抗インフルエンザウイルス薬の数量を計上している。
- ※3 県内に患者が発生した場合に備え、各都道府県が保健所等に配置換えをした抗インフルエンザウイルス薬の数量を含んでおり、数量は千人分単位としている。

新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策総括会議 報告書

平成 22 年 6 月 10 日

1. はじめに

平成 21 年 4 月に新型インフルエンザ (A/H1N1) が海外で発生して以降、政府においては、重症者や死亡者の数を最小限にすることを最大の目標として掲げ、広報活動、検疫の強化、サーベイランス、学校等の休業を始めとした公衆衛生対策、医療体制の整備、ワクチンの供給や接種などの努力を行ってきた。

第 1 波が終息した現段階において、我が国の死亡率は他の国と比較して低い水準にとどまっており、死亡率を少なくし、重症化を減少させるという当初の最大の目標は、概ね達成できたと推察される。死亡率が低い理由については、現時点では未解明であるが、広範な学校閉鎖、医療アクセスの良さ、医療水準の高さと医療従事者の献身的な努力、抗インフルエンザウイルス薬の迅速な処方や、手洗い・うがいなどの公衆衛生意識の高さなどが指摘されている。こうした成果の多くが、国民一人一人の努力と病院、診療所、薬局などで働く医療従事者など現場の努力の賜と考えられる。

このように、死亡率が低い水準にとどまったことに満足することなく、厚生労働省がこれまで講じてきた対策を評価し、今後の再流行や、将来到来することが懸念されている新興・再興感染症対策に役立てていくことは重要である。特に、H5N1 などの新型インフルエンザが新たに発生する可能性は減少しておらず、その病原性がどの程度かは予測不可能であることから、様々な場合を想定して万全の対策を講じておくことが重要である。

本会議は、計 7 回の会議で 40 名超の特別ゲストにお越しいただきご意見をいただくなど、現場の状況を十分に踏まえる努力をしつつ議論を行った。

これらを踏まえ、ここに厚生労働省に対する提言として報告書をまとめた。厚生労働省は、関係省庁とも密に連携を図りながら、また、検討の過程を随時オープンにしつつ、この報告内容を国の対策に活かしていくべきである。

2. 全般的事項

(1) 総括に当たって

平成 21 年 4 月末の新型インフルエンザ (A/H1N1) 発生を受け、厚生労働省は情報収集に努め、危機管理対策として迅速に対応したことには一定の評価をすとの意見がある一方で、対策については様々な問題点が指摘された。本会議では、これらの問題点を中心に、事実関係を整理した上で、厚生労働省の考え方や現場の意見を聞き、今後に向けての教訓を取りまとめ、提言を行うものである。

総括に当たって、厚生労働省の対策には、当時、以下の準備不足や制約があったことに

留意し、各論の提言においては、こうした課題の根本的な改善と、運用面の改善とを区別して提言を取りまとめた。

- ・ 新型インフルエンザ発生時の行動計画、ガイドラインは用意されていたが、病原性の高い鳥インフルエンザ（H5N1）を念頭に置いたものであったこと
- ・ また、行動計画・ガイドラインは、突然大規模な集団発生が起こる状況に対する具体的な提示が乏しかったこと
- ・ 平成21年2月のガイドラインの改訂から間もない時期に発生したことから、検疫の実施体制など、ガイドラインに基づく対策実施方法について、国及び地方自治体において、事前の準備や調整が十分でなかったこと
- ・ パンデミックワクチンの供給については、国内生産体制の強化を始めたばかりであり、一度に大量のワクチンを供給できなかったこと
- ・ 病原性がそれ程高くない新型インフルエンザに対応して臨時にワクチン接種を行う法的枠組みが整備されていなかったこと

(2) 提言

- 会議では、各テーマごとに議論を進めたが、各テーマごとに共通の課題が明らかとなった。このため、以下の点について、全般に係る提言としてここに提起する。

【病原性等に応じた柔軟な対応】

1. いわゆる水際作戦・学校閉鎖等、感染症拡大防止対策の効果の限界と実行可能性を考慮し、感染力だけでなく致死率等健康へのインパクト等を総合的に勘案して複数の対策の選択肢を予め用意し、状況に応じて的確に判断し、どの対策を講じるのかを柔軟に決定するシステムとすべきである。ただし、流行の初期においては、病原性や感染力等疫学情報が不明又は不確かな場合が多いので、万が一病原性が高かった場合を想定し、最大限の措置を選択せざるを得ないことに留意が必要である。

こうした観点に立ち、今後新たに新型インフルエンザが発生した際に、速やかに、かつ、円滑に行動できるよう、行動計画やガイドラインについて、現行をベースとして見直す必要がある。

【迅速・合理的な意思決定システム】

2. 迅速かつ的確に状況を分析、判断し、決断していく必要があることから、国における意思決定プロセスと責任主体を明確化するとともに、医療現場や地方自治体などの現場の実情や専門家の意見を的確に把握し、迅速かつ合理的に意思決定のできるシステムとすべきである。また、可能な限り議論の過程をオープンにすることも重要である。

【地方との関係と事前準備】

3. 地方自治体も含め、関係者が多岐にわたることから、発生前の段階から関係者間で対処方針の検討や実践的な訓練を重ねるなどの準備を進めることが必要である。

また、パブリックコメントなどを通じて広く国民の意見を聴きながら、事前に決めておけることはできる限り決めておくとともに、地方がどこまで裁量を持つかなどの役割分担についても、できるだけ確認をしておくことが必要である。

【感染症危機管理に関わる体制の強化】

4. 発生前の段階からの情報収集・情報提供体制の構築や収集した情報の公開、発生時の対応を一層強化することが必要であり、このため、厚生労働省のみならず、国立感染症研究所（感染症情報センターやインフルエンザウイルス研究センターを中心に）や、検疫所などの機関、地方自治体の保健所や地方衛生研究所を含めた感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化、人材の育成を進めるとともに、関係機関のあり方や相互の役割分担、関係の明確化等が必要である。特に国立感染症研究所については、米国CDC（疾病予防管理センター）を始め各国の感染症を担当する機関を参考にして、より良い組織や人員体制を構築すべきである。

なお、厚生労働省における感染症対策に関わる危機管理を担う組織においては、感染症に関する専門的知識を有し、かつコミュニケーション能力やマネジメント能力といった行政能力を備えた人材を養成し、登用、維持すべきである。

【法整備】

5. 対策の実効性を確保するため、感染症対策全般のあり方（感染症の種類、医療機関のあり方など）について、国際保健規則や地方自治体、関係学会等の意見も踏まえながら、必要に応じて感染症法や予防接種法の見直しを行う等、各種対策の法的根拠の明確化を図る。

3. サーベイランス

提言

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 今回新たに導入した入院、重症及び死亡者サーベイランス並びにクラスターサーベイランスについては、その必要性と地方自治体や医療機関の業務量を考慮しつつ、平時を含めた運用時期や方法等について、まず既存のデータベースを公開した上で、報告する立場の人々の意見も聞きながら検討すべきである。
2. 厚生労働省及び国立感染症研究所によるサーベイランス実施体制の一元化や、サーベイランス結果の情報開示のあり方等を含む全体のサーベイランス方法や体制、特に評価に関わる方法や体制について、検討・強化すべきである。
3. 各国のサーベイランスの仕組みを参考にしつつ、地方自治体の意見も聞きながら、国立感染症研究所、保健所、地方衛生研究所も含めた日常からのサーベイランス体制を強化すべきである。とりわけ、地方衛生研究所のPCRを含めた検査体制など

について強化するとともに、地方衛生研究所の法的位置づけについて検討が必要である。

4. また、サーベイランス担当者について、その養成訓練の充実を図るべきである。

B. 運用上の課題

1. 症例定義については、臨床診断の症例定義とサーベイランスの症例定義を明確に分けるべきである。また、サーベイランスの症例定義については、地方衛生研究所や保健所の処理能力も勘案しつつ、その目的に応じて、適切に実施できるように設定すべきである。
2. 都道府県や医療機関等に混乱を来たさないよう、病原性の強さや感染状況に応じてサーベイランス方法を迅速かつ適切に切り替えることが必要である。

4. 広報・リスクコミュニケーション

提言

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 発生前の段階から、外務省や在外公館などとも連携し、海外情報を含めた感染症の情報収集及び情報発信機能を抜本的に高めるとともに、国民への広報やリスクコミュニケーションを専門に取り扱う組織を設け、人員体制を充実させるべきである。
2. 新型インフルエンザ発生等の危機管理においては、国民への迅速かつ正確な情報提供が極めて重要である。一方で、全国で斉一的に提供すべき情報については、地域毎に異なる対応とすれば混乱を招くことから、国が責任を持って、都道府県、市町村等と連携し、広報していくことが必要である。
3. 国のみならず、保健所、市町村保健センター、本庁も含めた地方の行政機関の現場、各医療機関を含めた医療現場、こうしたすべての主体が新型インフルエンザについての知識と理解を有し、分かりやすく国民に伝えることが重要である。
また、国の発信した内容がどの程度国民や現場に意図した通りに伝わっているのか、随時確認し、広報等の内容に反映できるような仕組みを検討すべきである。
4. 感染症に関わる個人情報の発信のあり方を含めた報道のあり方について、今後、地方も含めたあらゆるレベルで、マスコミ関係者や患者団体、法曹関係者なども交えて具体的に検討するとともに、関係者の研修、教育、対話の充実が望まれる。

5. 国及び地方自治体の担当者の間や国と医師会等の医療関係団体間で早期にホットラインが確立できるよう、あらかじめ、発生時の対応や連絡窓口などを確認しておくべきである。緊急性や注目度の高い事例が発生した時にこそ、国と当該自治体との情報共有と情報発信に向けた緊密な連携が重要であり、そのためには情報交換窓口の一本化と、公表内容の相談と統一、公表時刻の調整等が望まれる。
6. 外国人や障害者、高齢者などの「情報弱者」に配慮した情報提供の方法について、地方自治体とも連携しながら検討すべきである。
7. 国が迅速に最新の正しい情報を伝える必要がある地方自治体や医療現場などに、情報が迅速かつ直接届くよう、インターネットの活用も含め、情報提供のあり方について検討すべきである。
8. 国民の不安、問合せに対応できるよう、国においても情報提供・相談等の対応ができるシステムを検討すべきである。

B. 運用上の課題

1. パンデミック時に、分かっている情報を国民に対して公開するとともに、専任のスポークスパーソンを設けることにより、複数の情報が流れないように、また、仮に誤った内容の報道がされた場合には正しい内容を伝えることができるように、広報責任主体を明確化するとともに、広報内容の一元化を図るべきである。
2. 情報発信に当たっては、その目的に照らし合わせて、「正確」な情報を、きめ細かく頻繁に、具体的に発信するように工夫すべきである。その際、一般国民や企業、事業主の方が求める様々な質問についても把握し、Q & Aなどを作成・発信していくべきである。

特に、国民の不安や不正確な情報によって、誹謗中傷、風評被害が生じないように、留意する必要がある。

また、国民に的確な情報提供を行うため、現場の医療関係者、専門家などからの意見聴取に当たっては、議事録を作成するなど議論の透明性を確保するとともに、情報の混乱を避けるため、正確な意見集約や広報に努めるべきである。なお、パブリックコメントについては、それをどのように議論し、活用したかについて、できる限り国民に明らかにすべきである。
3. 施策の内容の伝達や決定に当たっては、その背景や根拠などを開示して、分かりやすく伝えるべきである。また、通知や事務連絡については、できるだけ簡潔・明瞭にし、ポイント紙や関連のQ & Aなどを作成するようにすべきである。
4. 流行が沈静化している時期にこそ、新型インフルエンザの危険性の周知・広報に力を入れて取り組むべきである。

5. 水際対策

提言

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 国は、ウイルスの病原性や症状の特徴、国内外での発生状況、諸外国における水際対策の情報等を踏まえ、専門家の意見を基に機動的に水際対策の縮小などの見直しが可能となるようにすべきである。
2. 水際対策の縮小などの判断が早期に可能となるよう、厚生労働省及び国立感染症研究所は、海外における感染症発生動向の早期探知や発生国における感染状況等の情報収集・分析が可能となるような仕組みを構築することが必要である。
3. 入国者の健康監視については、検疫の効果や保健所の対応能力等も踏まえて効果的・効率的に実施できるよう、感染力だけでなく致死率等健康へのインパクト等を考慮しつつ、健康監視の対象者の範囲を必要最小限とするとともに、その中止の基準を明確にするなど、柔軟な対応を行えるような仕組みとすべきである。
4. 水際対策の効果については、検疫により感染拡大時期を遅らせる意義はあるとする意見はあるが、その有効性を証明する科学的根拠は明らかでないので、更に知見を収集することが必要である。また、専門家などからの意見収集の機会を設けるべきである。
5. 「水際対策」との用語については、「侵入を完璧に防ぐための対策」との誤解を与えない観点から、その名称について検討しつつ、その役割について十分な周知が必要である。
6. 発生前の段階から、新型インフルエンザを含む感染症対策として入国地点においてどういった対策を講じるべきかについて検討し、普段から実践しておくことが必要である。

B. 運用上の課題

1. 検疫所は、発生前の段階より、訓練等を通じて、広く地方自治体との密な連携体制を構築することが必要である。
2. 検疫所への応援者については、発生後の国内の医療提供体制整備や運用に影響が出ないよう、また業務対応の効率性から一定期間の従事が可能な機関等からの派遣について検討する必要がある。また、応援予定者に対しては、検疫に関する研修を実施するとともに、現場での意思統一の方法をあらかじめ検討しておく必要がある。

6. 公衆衛生対策（学校等の臨時休業等）

提言

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 学校や保育所、通所施設等（以下「学校等」という。）の臨時休業について、今回は一定の効果はあったと考えられるが、今後さらに、休業中の行動も含めた学校等の休業時の実態を把握し、情報を公開しながら知見を収集し、学校等の臨時休業の効果やそのあり方を検討すべきである。
2. 病原性に応じた学校等の休業要請等について、国が一定の目安（方針、基準）を示した上で、地方自治体はその流行状況に応じて運用を判断すべきである。
3. 学校等の臨時休業や、事業自粛、集会やイベントの自粛要請等には、感染者の保護者や従業員が欠勤を余儀なくされるなどの社会的・経済的影響が伴うため、国はそれらを勧奨し、対策の是非や事業者によるBCP（事業継続計画）の策定を含めた運用方法を検討すべきである。また、実施に際しては社会的・経済的影響について理解が得られるように更なる周知が必要である。
4. 学校等の臨時休業の情報について、地域の医療機関や医師会と学校等の関係者が迅速に情報共有出来るようなネットワークシステムを構築すべきである。

B. 運用上の課題

1. 学校等の臨時休業の運用方法については、近接市町村と連携した休業要請の実施と、理解を得るための広報が必要である。
2. 休業中の学校等の生徒等が、学校等の休業の意味や、休業中の行動について理解しなければ、休業の効果がなくなることから、こうしたことについて、一層の周知が必要である。
また、発病者の自宅待機期間や就業可能時期の判断などについて、臨床情報も踏まえながら、国が一定の考え方を示すべきである。
3. 罹患した従業員等に対して事業主が一律に医療機関を受診させて検査キットを用いた治癒証明書の取得を求めるなど、医学的には必要性に乏しい事例がみられたことから、正確な情報提供をより迅速に行うべきである。

7. 医療体制

提言

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 国が基本的な方針、考え方を示した上で、都道府県ごとに地域の実情を踏まえ、必要となる医療提供体制について検討を進めるべきである。また、国は、これに対する必要な支援を行うべきである。
具体的には、医療スタッフ等の確保、ハイリスク者を受入れる専門の医療機関の設備、陰圧病床等の施設整備などの院内感染対策等のために必要な財政支援を行う必要がある。
2. 発熱相談センターと発熱外来の設置の是非、設置する場合の対象者、求める役割、機能、体制について、病原性なども考慮しながら、再度整理すべきである。
その際、
 - ① 都道府県が設置の要否を柔軟に判断できるような仕組みとすることや、
 - ② 役割に応じて一般に誤解を与えない名称とすべきこと、
 - ③ その機能や役割などについて、広報や周知を徹底することが必要であることに、特に留意する。
3. 国及び地方自治体において、地域における感染症の専門家、例えば、感染症担当医や感染症の公衆衛生知識を有する行政官、感染症疫学者等の養成を推進する必要がある。
4. 医療従事者が、地域の医療体制維持のために協力できるような仕組みづくりについて、PPE（個人防護具）の提供、休業時や医療従事者が死亡または後遺症を生じた場合の補償も含め、検討すべきである。
5. 医療機関間及び行政との連携体制を一層強化する必要がある。そのために、例えば、保健所や医師会などの関係団体が、医療機関間の調整役となることなどを検討すべきである。
6. 抗インフルエンザウイルス薬等の医薬品や医用品の備蓄や使用方法について、その種類ごとに改めて整理すべきである。

B. 運用上の課題

1. 地方自治体が、当該地域が「感染拡大期」に当たるか「まん延期」に当たるかなどについての的確に判断し、入院措置中止や発熱外来の役割の切り替えを円滑に行えるよう、実地疫学等の専門家が助言する仕組みを設けることなどについて検討すべきである。
2. 医療機関に対して、必要かつ正確な情報を速やかに提供する仕組みについて検討すべきである。

8. ワクチン

提言

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 国家の安全保障という観点からも、可及的速やかに国民全員分のワクチンを確保するため、ワクチン製造業者を支援し、細胞培養ワクチンや経鼻ワクチンなどの開発の推進を行うとともに、ワクチン生産体制を強化すべきである。併せて、輸入ワクチンについても、危機管理の観点から複数の海外メーカーと連携しつつ、ワクチンを確保する方策の一つとして検討していくべきである。
2. ワクチンの接種体制の確保の準備を進めるべきである。このため、今回の新型インフルエンザ対策の経験を踏まえ、現場の意見を聞きながら、新型インフルエンザ対策行動計画に基づくワクチン接種に関するガイドラインを早急に策定すべきである。その際、実施主体、費用負担のあり方、集団接種などについても、検討すべきである。
3. ワクチン接種について、医師会等の関係機関と相談、調整のもと、新たな感染症の発生や既知の感染症の病原性の変化等に応じ、集団接種で実施することも考慮しつつ、あらかじめ、接種の予約、接種場所、接種の方法など現場において実効性のある体制を計画するべきである。
4. ワクチンによる副反応を、迅速かつ的確に評価できるように、ワクチン以外の原因による有害な事象の把握や予防接種の実施状況と副反応の発生状況を迅速に把握できる仕組みを作るよう検討すべきである。

B. 運用上の課題

1. ワクチンの接種回数や費用（ワクチン価格を含む）及び輸入ワクチンの確保等については、決定までのプロセスを明確にし、できる限り開かれた議論を、根拠を示しながら行うとともに、その議事録等をできる限り速やかに公表すべきである。
2. 優先接種対象者等については、広く国民の意見を聞きながら国が決定するが、都道府県や市町村等が地域の実情を踏まえ、柔軟に運用できるようにすべきである。
3. 今後の新型インフルエンザワクチン供給については、実行可能性のある接種体制のあり方の議論も踏まえるとともに、各地の事例を参考にし、国、都道府県をはじめ関係者が連携してワクチンを迅速かつ円滑に流通できる体制の構築に向けた検討が必要である。

（なお、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンについては、返品も含めた在庫問題の解決に向けて、早急に最大限努力すべきである。）

9. 結びに

この報告書において総括した今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）対策における課題の根本的な改善のため、本報告書の提言を最大限尊重し、国において、新型インフルエンザ行動計画やガイドラインの改定等の検討作業に速やかに着手し、実現すべきである。また、国において、地方と国の役割分担、権限等について十分検討した上で、都道府県及び市町村においても、国における行動計画等の対策の見直しを踏まえつつ、各地域の実情に応じた実行性のある行動計画等の策定・改定を行うべきである。

新型インフルエンザ発生時の危機管理対策は、発生後に対応すれば良いものではなく、発生前の段階からの準備、とりわけ、新型インフルエンザを含む感染症対策に関わる人員体制や予算の充実なくして、抜本的な改善は実現不可能である。この点は、以前から重ね重ね指摘されている事項であり、今回こそ、発生前の段階からの体制強化の実現を強く要望し、総括に代えたい。

健感発0715第 2号
平成 22年 7月15日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等について

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策については、多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域における感染拡大の探知のためのサーベイランスとして、「昭和48年9月20日付衛情第102号インフルエンザの防疫対策について」に基づき、インフルエンザ様疾患発生報告を継続して実施していただいているところです。

現在、インフルエンザは、散発的な発生にとどまっていますが、新型インフルエンザ（A/H1N1）は、引き続き再流行の可能性があり、国としても、その端緒を早期に把握することが必要と考えております。

このため、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団感染、とりわけ感染拡大の端緒となる可能性の高い学校等における集団発生等の状況について、学校における夏季休業期間も含め、引き続き把握していく必要があることから、別紙に基づき、報告内容を追加のうえ、継続して実施いたしますので、ご了知いただくとともに、関係機関への協力依頼をお願いします。

「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等について

第1 目的

学校におけるインフルエンザの流行状況を引き続き把握するため、インフルエンザ様症状の患者の発生による管内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の休校数等を把握する。

現在、インフルエンザの流行は小康状態にあるものの、今後、夏季休業期間における集団感染の発生や、秋以降の流行拡大も想定されるため、流行拡大の端緒を早期に探知し、またウイルス性状の変化を捕捉することを目的として、学校等における集団的な患者発生の把握を行う。

第2 実施の概要

1 現行の報告内容

- (1) 保健所は、管内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校と連携し、インフルエンザ様症状（※）の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。
- (2) 保健所は、入手した情報について、一週間分（日曜日から土曜日まで）を集計し、翌週火曜（休日の場合はその翌開庁日）までに NESID に入力を行い、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告する。

2 現行に追加する報告内容

- (1) 保健所は、保育所、高等専門学校及び大学において、インフルエンザ様症状の患者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上のインフルエンザ様症状の患者の集団発生が見られた場合を把握する。
- (2) 保健所は、学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、大学、専修学校及び各種学校）の夏季休業期間中の課外活動において、インフルエンザ様症状の患者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上のインフルエンザ様症状の患者の集団発生が見られた場合を把握する。
- (3) 保健所は、入手した情報について、一週間分（月曜日から日曜日まで）を集計し、翌週火曜（休日の場合はその翌開庁日）までに iNESID に入力を行い、都道府県等の本庁に報告する。

3. ウイルス性状の変化の捕捉

保健所は、1及び2の情報を受けてインフルエンザウイルスの型・亜型の確認検査をおこないインフルエンザウイルスの型・亜型の情報を把握するように努めるとともに、集団発生時のインフルエンザ様症状の患者が、新型インフルエンザ（A/H1N1）の場合は、可能な限り複数の患者の検体（咽頭又は鼻腔拭い液、うがい液等）を採取し、地方衛生研究所において、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握等に可能な限り努めることとする。

第3 実施時期

本通知のサーベイランスは、7月18日（日）から新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行拡大を探知するまでの間、実施することとする。

なお、変更又は終了の際は、改めて連絡を行うこととする。

第4 その他

- 1 第2の3の検査を実施し、季節性あるいは新型に限らずインフルエンザ陽性であった場合、地方衛生検査所は、NESIDの「病原体検出情報システム」における病原体個票及び集団発生病原体票にデータを登録する。
- 2 「インフルエンザ様疾患発生報告」については、厚生労働省において、従来通りに公表を行い、第2の2（1）及び（2）についても、同様に公表を行うこととする。

※ 「インフルエンザ様症状」とは、38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁若しくは鼻閉、咽頭痛、咳のいずれか1つ以上）を呈した場合をいう。

「インフルエンザ様疾患発生報告」の入力について

	保育所		幼稚園～高等学校		高等専門学校、大学	
報告内容	インフルエンザ様疾患発生報告」(NESID)	7日以内に10名以上の集団発生 (iNESID)	インフルエンザ様疾患発生報告」(NESID)	夏季休業期間中の課外活動 (iNESID)	7日以内に10名以上の集団発生 (iNESID)	夏季休業期間中の課外活動 (iNESID)
	NESID	iNESID	NESID	iNESID	iNESID	iNESID
		↓	↓	↓	↓	↓
				夏季休業		

NESID → iNESID

(留意事項)

保育所及び学校の休校、学年閉鎖、学級閉鎖については、これまで通りに、NESIDに入力を行う。
 新たに追加する、「保育所、高等専門学校及び大学の7日以内に10名以上の集団発生」、「学校の夏季休業期間中の課外活動」については、iNESIDに入力を行う。

- 例1) 8月に保育所から休業の連絡がなされた場合 ⇒ これまで通りにNESIDに入力
- 例2) 学校の夏休み期間中の授業日の休校等 ⇒ これまで通りにNESIDに入力

「インフルエンザ様疾患発生報告」の継続等についてのQ & A

問1 今回のインフルエンザ様疾患発生報告の継続等の目的は何ですか。

次のことを目的として実施するものです。

- ① インフルエンザの流行拡大の端緒を早期に探知するために、特に学校等を対象とした集団発生の把握を行うこと
- ② インフルエンザ様疾患患者から得られた検体を用いて、ウイルス性状の変化の有無を捕捉すること

問2 夏季休業期間中の課外活動とは、どこまでの範囲になりますか。

学校の設置者又は校長が、当該学校の教育活動として把握している課外活動をいいます。具体的には、合宿、サマーキャンプ、部活動等が考えられます。

なお、いわゆる学校の夏休み期間中の授業日（登校日、臨海学校等）については、従来どおり「インフルエンザ様疾患発生報告」として、休校等があった場合に、学校の設置者が保健所に連絡することになります。

問3 第3におけるインフルエンザウイルスの型・亜型の確認検査というのは、PCR検査のことですか。

インフルエンザウイルスの型・亜型の確認検査については、現状では、地方衛生研究所において、リアルタイムPCR検査を用いて行われるのが一般的です。迅速検査は、通常、医療機関で臨床診断の補助として行われており、新型インフルエンザであるかの判断はできません。

問4 今回の「インフルエンザ様疾患発生報告の継続等について」は、いつまで実施されるのですか。

このサーベイランスは、新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行拡大の端緒を早期に探知することを目的としています。流行拡大に伴い、変更又は終了する場合は、改めて連絡を行います。

問5 保健所から厚生労働省への具体的な報告の方法を教えてください。

今回、新たに追加された報告内容の報告については、今後作成配布される「インフルエンザ様疾患発生報告について（iNESID 版）」を参照に、iNESID において報告をお願いします。

インフルエンザ様疾患発生報告（抜粋）

区分	対象期間	自治体名	施設数	休業形態内訳			在籍者数	患者数	欠席者数	ウイルス型
				休校	学年閉鎖	学級閉鎖				
第32報	5/30-6/5	北海道	9	1	4	4	292	117	70	—
		岩手県	1			1	33	11	11	—
		山形県	1		1		237	79	34	新型
		神奈川県	1			1	25	10	10	B型
		長野県	1			1	29	6	6	—
		岐阜県	2			2	57	24	24	B型
		京都府	1			1	25	9	8	—
		岡山県	2		2		59	30	20	B型
		山口県	4			4	112	35	26	B型
		長崎県	1			1	28	14	13	—
		熊本県	1			1	40	12	12	—
		名古屋	1			1	27	16	9	—
		25施設 12都道府県市			25	1	7	17	964	363
第33報	6/6-6/12	北海道	1			1	38	10	9	—
		山形県	1		1		42	6	6	—
		千葉県	1			1	38	5	5	新型
		岐阜県	1			1	37	13	9	—
		京都府	1			1	64	16	12	—
		広島県	1		1		9	6	5	—
		山口県	2			2	57	18	18	B型
		鹿児島県	2			2	65	24	24	B型
10施設 8都道府県市			10	0	2	8	350	98	88	
第34報	6/13-6/19	北海道	1			1	33	16	12	—
		山形県	1			1	27	7	3	A型(迅速のみ)
		千葉県	1		1		64	7	7	A型(迅速のみ)
		岐阜県	1		1		20	5	5	B型
		岡山県	1		1		31	8	7	B型
5施設 5都道府県市			5	0	3	2	175	43	34	
第35報	6/20-6/26	北海道	1	1			281	55	55	A香港型
		東京都	1			1	35	11	9	—
		岐阜県	1			1	33	14	14	B型
		島根県	1		1		31	10	7	B型
		山口県	1		1		15	5	5	B型
		鹿児島県	1			1	26	7	7	A型(迅速のみ)
6施設 6都道府県市			6	1	2	3	421	102	97	
第36報	6/27-7/3	神奈川県	1		1		38	17	11	A型(迅速のみ)
		三重県	1			1	30	4	4	B型
		鹿児島県	1			1	26	9	9	B型
		広島市	1			1	69	28	28	B型
4施設 4都道府県市			4	0	1	3	163	58	52	
第37報	7/4-7/10	福井県	2		2		265	24	22	A型(迅速のみ)
		佐賀県	1			1	18	5	5	A香港型
3施設 2都道府県市			3	0	2	1	283	29	27	
第38報	7/11-7/17	福井県	1			1	29	6	0	A型(迅速のみ)
		1施設 1都道府県市			1	0	0	1	29	6

(—): 確認できず

(参考) 上記報告以外の新型インフルエンザによる大規模な集団発事例

①山梨県内の大学(5月5日報告) : 大学1年生538名(全寮制)のうち、81名(15.0%)が発症(他に職員1名が発症)、全員軽症
 ※5/21時点での追加確認130名(類型)(23.8%)、いずれも軽症

②横須賀市の大学(6月23日報告) : 大学1年生543名(全寮制)のうち、44名(8.1%)が発症、全員軽症(他に職員1名、4年生1名が

「インフルエンザ様疾患発生報告の継続等について」の目的

- ①インフルエンザの流行拡大の端緒を早期に探知するために、特に学校等を対象とした集団発生の把握を行う
- ②インフルエンザ様症状の患者から得られた検体を用いて、ウイルスの性状の変化の有無を捕捉する

「インフルエンザ様疾患発生報告の継続等について」の変更内容

現行

保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等のインフルエンザ様症状の患者による臨時休業の把握

+

追加

(1) 保育所、高等専門学校及び大学において、インフルエンザ様症状の患者の発生後7日以内に10名以上の集団発生がみられた場合の把握

(2) 学校(保育所を除く)の夏季休業期間中の課外活動において、インフルエンザ様症状の患者の発生後7日以内に10名以上の集団発生が見られた場合の把握

「インフルエンザ様疾患発生報告の継続等について」の強化内容

可能な限り、以下の把握に努める。

(1) ウイルスの型・亜型の情報を把握

(2) 新型インフルエンザ(A/H1N1)の場合は、可能な限り複数の患者の検体(咽頭又は鼻腔拭い液、うがい液等)を採取し、地方衛生研究所において、抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化等を把握

「インフルエンザ様疾患発生報告の継続等について」の実施時期

新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行拡大を探知するまでの間の実施であり、流行期入り後は、通常のインフルエンザ様疾患発生報告に戻る。

切り替えの際は、改めて連絡を行う。



こんなことに、困っていませんか？

新型インフルエンザ対策

- 「入院患者の情報、病院が直接Webで報告できなかったの？」
- 「濃厚接触者の健康監視、キカイが自動的に電話してくれたらラクだったのに...」
- 「今度インフルが来たときには、検疫所からの連絡業務を自力でできない？」

地域医療計画の策定と実現

- 「地域の脳卒中や心筋梗塞の救急医療ネットワークをITで算定構築できない？」
- 「病院間の地域連携ハスを情報システムで実現できない？」
- 「都道府県で地域医療情報システムを作りたんだけど、どこから手を付けばいい？」
- 「自治体予算は少なくて、簡単にならないのかしら？」

組織における各種調査、集計、情報共有

- 「Excelファイルを配ってメール添付で回収するのは簡単。けれども、集計や集約が手作業なのはおかしくない？」
- 「個人調査票、そもそもメールなんかで集めて個人情報保護で怒られない？」

情報システム最適化計画

- 「システム更新の担当を頼まれたけど、どこから勉強しよう？」
- 「この会社の情報システム、他社と比べておもしろくない？」
- 「システム数を削減しろと言われてたけど、どうしたらいい？」
- 「情報セキュリティについて、本当に業者に相談していいの？」

地域における各種調査、集計、報告業務

- 「感染症発生动向調査、毎週入力するのは無理じゃない？」
- 「ワクチン在庫を報告させても、いったい誰が集計するの？」

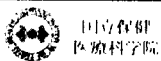
これらは全部、情報システムの企画、調達、開発、運用の問題です

国立保健医療科学院 平成22年度新規開設短期研修

受講無料

「地域医療の情報化コーディネーター育成研修」で解決！

募集要項他、最新情報 <https://ictp.niph.go.jp> user: niph, password: niph



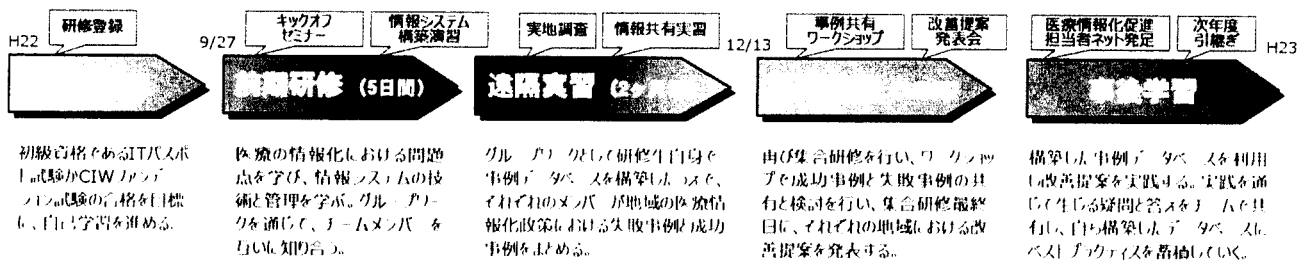
地域医療の情報化コーディネーター育成研修

平成22年度新設短期研修

研修目標

日本各地で生じている地域医療の情報化における各種の課題に組織的に取り組んで行くために、地方自治体における医療情報化担当者をネットワーク化したうえで、担当者の知識と技能を向上させる

研修スケジュール



5分野の系統講義と実践志向の演習カリキュラム

1. 地域医療の情報化における諸課題

講義 国、地方、医療現場のそれぞれにおける現状と課題
演習 事例検討会
 ・地域医療の情報化における問題点を概観できる。

2. 情報システムの技術とその応用

講義 情報システムの技術動向（クラウド、仮想化、API公開、OCR、他）
演習 情報システムによる業務の改善演習、情報共有システム構築演習
 ・加えて必要な情報を系統的に取り出し、組織間/体系的に情報共有できる。

3. 情報システムのマネージメント

講義 情報システムの投資、調達、運用、プロジェクト管理、ソーシング戦略、人材計画
 ・情報システムの企画、設計、調達、開発管理、運用、評価の概要を概観できる。

4. 医療用情報システムの現状と課題

講義 電子カルテ、病院情報システム、地域医療情報ネットワーク、標準化、保健情報管理、医療用AI
 ・医療現場（病院、地域医療）のそれぞれの情報システムの現状/課題を概観できる。

5. 情報システムとセキュリティ

講義 情報セキュリティの基礎と応用
演習 情報セキュリティ演習
 ・情報セキュリティの概要を概観し、業務上必要となる自治体/自治体の企画/講義/演習が出来る。